

官報号外

令和四年五月二十五日

○第二百八回 参議院会議録第一一五号

令和四年五月二十五日(水曜日)

午後三時四十一分開議

○議事日程 第二五五号

令和四年五月二十五日

午後三時三十分開議

第一 國務大臣の演説に関する件
第二 構造改革特別区域法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、日程第一より第四まで

一、国立国会図書館法等の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○議長(山東昭子君) これより会議を開きます。

日程第一 國務大臣の演説に関する件

財務大臣から財政について発言を求められてお

令和四年五月二十五日 参議院会議録第二十五号 国務大臣の演説に関する件

らの経済社会活動の回復を確かなものとするためのものです。

総合緊急対策に盛り込まれた措置について、まずは一般予備費及び新型コロナウイルス感染症対策予備費を使用するなど、迅速に対応した上で、令和四年度補正予算を編成いたしました。

次に、令和四年度補正予算の大要について申し述べます。

一般会計につきましては、歳出において、総額で約二兆七千億円を計上しております。

その内容としては、総合緊急対策に基づき、今後災害、新型コロナウイルス感染症の再拡大や原油価格、物価の更なる高騰等による予期せぬ財政需要に迅速に対応し、国民の安心を確保するため、六月以降の燃料油価格の激変緩和事業等の原価高騰対策に係る経費に約一兆一千七百億円、一般予備費に四千億円を計上することともに、新型コロナウイルス感染症対策予備費を新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費として用途を拡大した上で、これに一兆一千二百億円を計上しております。

また、国債整理基金特別会計への繰入れとして約七十億円を計上しております。

歳入においては、公債を約二兆七千億円発行することとしております。

この結果、令和四年度一般会計補正後予算の総額は、一般会計当初予算に対して歳入歳出共に約二兆七千億円増加し、約百十兆三千億円となりました。

また、特別会計予算につきましても、所要の補正を行っております。

以上、令和四年度補正予算の大要について御説明申し上げました。

何とぞ御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(山東昭子君) ただいまの演説に対し、質疑の通告がござります。順次発言を許します。白真勲さん。

〔白真勲君登壇、拍手〕

○白真勲君 立憲民主・社民の白真勲です。

私は、ただいま議題となりました財政演説、令和四年度補正予算に対し、会派を代表して、總理並びに関係閣僚に質問いたします。

まず冒頭、知床半島沖の観光船沈没事故においてお亡くなりになられた方々に深い哀悼の誠をさげるとともに、いまだ冷たい海で行方不明になられている方々の一刻も早い救出を心より願うものであります。

また、連休中にもかかわらず捜索活動に従事された海上保安庁を始め自衛隊、地元の漁民の皆様、関係者の皆様に心より感謝申し上げます。

この事故につきまして幾つか御質問させていただきたく思います。

まず、知床遊覧船KAZU-Iについて、經營者にはあきれて物が言えません。こうした事業者による無駄な経営を防ぐため、国の監督体制が整備されてきたはずですが、そこで国土交通大臣にお聞きいたします。

今回沈没したKAZU-Iは、法定の救命設備として小型船救命浮器と救命胴衣を搭載していたとされています。ただ、事故当時の知床沿岸の海水温は二、三度だと聞いています。そのような海水温は、大人でも三十分で意識を失い、生命の危険にさらされますが、法律で定められた小型船救命浮器と救命胴衣では事故が起きた場合助かる見込みが

こうした認識に立ち、四月二十六日にコロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策を決定いたしました。

総合緊急対策は、物価高騰による影響を緩和するための対応を緊急かつ機動的に実施することともに、円滑な価格転嫁や値上げを促し、コロナ禍か

ないのが分かつていながら、なぜこのような救命設備を法律で定めていたのか、これから再発防止に努めていくという答弁ではなくて、今までの縛縛をお聞きいたします。納得いく答弁をお願いいたします。

また、無線設備についてお聞きいたします。

去る五月十九日の国交委員会で、KAZUJIの中間検査に関し、携帯電話を認めたことについて質問をしましたが、国土交通省は、JCII職員がこの地域の通信エリア図の内容をもちろん把握しと答弁しました。しかし、実際調べたところ、航路の大半が通信エリア外でした。検査事務規程細則を見ると、エリヤ外ならその時点で駄目でしう。事業者の言葉をうのみにしたとか関係なく、JCIIが規程を破つたことになりませんか。国交大臣、お答えください。

岸田総理、JCIIが不適切手続をしたかどうかも含め、第三者委員会で徹底的に真相を究明すべきと考えますが、いかがでしょうか。総理の答弁を求めます。

ロシアによるウクライナ侵略は、多数の民間人が殺害される結果となつております。一刻も早く戦争状態を停止させなければなりません。我が国は、国際社会の平和と安全のために、積極的に貢献する必要があります。

岸田政権は、G7を中心とする国際社会と緊密に連携して経済制裁をしていく、G7を中心とする国際社会と連携しながらウクライナの人々に支援したいと繰り返し国会で答弁しております。G7がやるなら日本もやる。しかし、岸田総理の口から、日本が先頭に立つて、この停戦、戦争を停止させるためにG7の各国よりも先に何かを進めと言つたことを聞いたことがありません。

プーチン大統領は、フランスのマクロン大統領やドイツのショルツ首相と電話会談を行つています。岸田総理は、この侵攻が始まってから、ウクライナのゼレンスキー大統領とは電話会談したのは承知しておりますが、プーチン大統領とはされないのでしょうか。しないなら、なぜしないのか、その理由をお示ししてください。今からでも、早速プーチン大統領に電話会談を申し込み、停戦するようにプーチン大統領にも直接働きかけるべきではありませんか。御答弁願います。

また、インドネシアのジョコ大統領は、今年十一月にバリ島で開催予定のG20サミットにロシアのプーチン大統領を招待し、電話会談で本人から参加するとの回答を得たと発表しました。

岸田総理にお伺いしますが、G20サミットにブーチン大統領が参加することに賛成でしょうか。そして、このような機会があれば、岸田総理もブーチン大統領と直接会談するお気持ちがあるのかどうか、さらには、ゼレンスキー大統領にも声を掛ける気持ちがあるのかどうか、御答弁願います。

染拡大に対応しようとしております。こうした北朝鮮のコロナ対応の変化について、日本政府はどのように分析しているのでしょうか、総理、お答えいただきたいと思います。

北朝鮮で新型コロナウイルスの拡大が報じられて、心配なのが拉致被害の方々です。既に拉致被害者の多くは御高齢であり、新型コロナに感染すれば重症化するリスクがあります。こういう中、アメリカのバイデン大統領と韓国の尹大統領とが北朝鮮に対して支援をする方針を確認したことですが、岸田総理は拉致問題は最重要課題と言い、あらゆるチャンスを逃すことなく全力で取り組むというのであるならば、総理はこのタイミングで北朝鮮にPCR検査キットやワクチンなどを提供するお考えはあるのでしょうか。

米国のバイデン大統領が来日し、米国とアジアの経済連携強化を目指すインド太平洋経済枠組みであるIPEFの立ち上げに向けた協議を開始することが発表され、岸田政権はこのIPEFに参加することを表明しました。我々は参加を検討することは否定しません。ただ、この地域には多く経済連携の枠組みが既に存在しています。トルコ大統領が参加しないと言い出したので自由貿易圏としては後退したCPTPP、それを受けての経済連携の枠組みが既に存在しています。トルコ大統領が参加しないと言ったのであります。

岸田総理は、国会では拉致問題は最重要課題と発言しているものの、三月十三日の自民党大会で自民党総裁として演説した際には、拉致問題のこ

定は二〇二〇年一月に協定が発効しており、自動車、自動車部品については関税の撤廃に関して更に交渉すると書いてありますが、交渉始まつたんは承知しておりますが、プーチン大統領とはされないのでしょうか。しないなら、なぜしないのか、その理由をお示ししてください。今からでも、早くOに協定の存在を通報すらしていない状況です。今後、通報するつもりがあるのか、外務大臣の答弁を求めてます。

五月二日、北朝鮮は新型コロナウイルスの感染者が確認されたことを公表し、その後、累計の発熱者は二百万人を超えると報じられました。これまで、北朝鮮は新型コロナの感染者は存在しないとしてきました。それが今回、建国以来の大動乱であるとして、金正恩総書記が自ら指示し、感染拡大に対応しようとしております。

韓国で尹錫悦新大統領が五月十日、就任いたしました。私も、中曾根弘文議員、鶴保庸介議員、鈴木宗男議員とともに就任式出席のために訪韓し、尹錫悦大統領と直接会談いたしました。日韓関係は、これを機に両国が真摯に向き合い、歴史で表明してください。

岸田総理にとってみて、拉致問題は本当に最も重要なのでしょうか。安倍総理、菅総理ではない、岸田総理御自身の拉致問題に懸ける意思をこの場で説しつつ今知つて驚いたでは、開いた口が塞がりません。

岸田総理は、中国はゼロコロナ政策を続けていますが、これにより工場の稼働停止が生じ、世界的な部材供給不足が引き起こされており、我が国にもその影響が及んでいます。

九月二十九日は日中共同声明から五十年となり、また、秋には中国共産党大会があり、習総書記が統投するのではないかと言われています。我が国は、我が国と中国は切つても切れない経済関係となつておりますが、今後、この中国との関係をどうするべきか、習近平主席とお会いする可能性も含め、総理にお伺いいたします。

NATOが加盟国の国防費対GDP比二%を目

標としていることを踏まえ、我が国でも防衛費を増やす。しかし、人口減少、少子高齢化が進む中で、隊員の採用は極めて難しい、厳しい状況にあります。装備品ばかり増やしたところで、それに伴う人員配置ができないのでは意味がありません。銃砲の数を二倍にしたから西部劇の二丁拳銃だとうわけにはいかないのです。

また、数字ありきで防衛力整備を進める、調達改革への努力も余りなされないまま無駄遣いする可能性もあります。例えば、お小遣いを二倍にするけど無駄遣いするなよと言つても無理な話であります。

また、岸田総理は、日米首脳会談で、日本の防衛力の抜本的強化を行い、その裏付けとなる防衛費の相当な増額を確保する決意と述べたようですが、相当な増額ではどれだけ増やすのかさっぱり分かりません。総理は、防衛費について、対GDP比何%といった指標や数値目標を設定するつもりなのでしょうか。どのぐらい防衛費を増やすつもりなのか、明確にお答えください。

また、防衛力強化の財源について伺います。

防衛費を二倍にしようと主張される方は、そのための財源について考えておられるのでしょうか。二倍とまではいかなくとも、現下の国際情勢を踏まえ、大幅な防衛力強化を行うつもりであれば、そのための財源を明確に示した上で国民の判断を仰ぐべきなのが当たり前なんじゃないんでしようか。

るとNATO加盟の歐州諸国と決して遜色のない水準にあることも考へるべきです。自分のいい数字だけで国民に説明するのはやめませんか。ともかく、威勢のいい議論の中で財源について話さないのは無責任ではないですか。まさか、ほかの行政経費を減らして防衛費を増やすのではないでしょうね。

あるいは、戦前のように公債を増発して防衛費を増やすのでしょうか。自民党内では財政再建派と積極財政派の対立も厳しいようですけれども、激しいようですが、財政の裏付けのないままどんどん防衛費を増やしても、国民の生活を圧迫し、総合的な国力の低下を招きかねません。

防衛費増額のための国民の負担について、また、財政規律と防衛力整備の関係についてどう考えているのか、総理の明確な答弁を求めます。

NATOの比率並みの防衛費と言うのであれば、教育費だってNATO並みにすべきじゃないんですか。地下資源に乏しい我が国にとって、一人一人の特性に応じた能力、可能性を最大限引き出す教育、人材育成は、国の防衛と同じくらい大切です。国の将来を考えれば、防衛費とほぼ同額の文教科学振興費こそ倍増すべきであるという主張もあってしかるべきであり、文科大臣、うちの予算も倍にしてくれと主張する気はありますか。お答えください。

最近は、防衛費二倍のみならず、敵基地攻撃能力とか核の共有とか、威勢のいい議論ばかりになります。そもそも、世界で唯一の被爆国であり、そして核の悲惨さを世界に訴えていくべき我々が核の共有なんて言い出したら、核廃絶どころか、我々の思いとは全く別の方向の核の拡散に向かってしまうのではないでしょうか。それ

に、九条を改正し、防衛費を二倍にすれば、日本の周りの国が参りましたとでも言うのでしょうか。逆に北東アジアの緊張関係がより高まつてしまおそれはあるんじゃないでしょうか。

私たちは、憲法九条を堅持しつつ、周辺国との友好関係を深め、外交力と情報収集力の強化こそが日本の安全保障につながるものと考えます。戦争するなら我々政治家は要りません。我々は、そういう国々といかに平和的に物事を解決するか、その知恵を絞るのが我々政治家の役割なんじやないでしようか。

続きまして、政府のコロナ対策についてお聞きします。

政府は、新型コロナウイルス感染症が拡大して以降、累次にわたって大型の経済対策を策定し、大規模な財政支出、その裏付けとなる補正予算を編成してきました。令和二年度には三度にわたる七十三兆円の補正予算を、三年度には一度の補正予算としては過去最大の三十六兆円の補正予算を編成しました。また、コロナ予備費の計上には合計で約二十兆円に上っています。

しかし、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、コロナ対策であれば自治体が自由に使えますが、これまでに計上してきた十六兆円の中には、机や椅子などの備品や公用車の購入、さらには巨大なモニメントの購入費用に充てられるなど、関連が不明確な支出もあります。

そして、今回、原油高、物価高対策の先行実施分として四月二十八日に使用決定されたコロナ予備費においては、新型コロナや原油価格の高騰等を踏まえた環境に配慮した持続可能な観光の推進など、コロナ予備費から捻出することが妥当か疑

問が残るものが含まれています。

今、コロナの影響を受けていない国民がいますか。みんなマスクしていますよ。こうした政府の予算執行の在り方からは、コロナと枕言葉に使えば何にでも予算が付く免罪符になつてゐるんじやないんでしょうか。そういう印象を受けますが、総理の見解を求めます。

四月二十八日に使用決定された予備費には、燃料油価格激変緩和対策事業の拡充、延長、低所得の子育て世帯に対する物価高への対応が含まれております。ただ、その必要性は、我々が二月から三月にかけて審議した予算委員会から訴えてきていますよ。予備費とは、憲法第八十七条第一項で、予見し難い予算の不足に充てるためとなつてゐるじやないですか。でも、物価高は、私が二月に予算委員会で、いつも食べている肉だんの直径が小さくなつたと、いわゆるステルス値上げについて例を挙げて指摘しているじやありませんか。予見し難くないですよ。予見していますよ。それとも、予算委員会の議論、ちゃんと聞いていなかつたんでしようか。それでいて、予算成立から一ヶ月もたたないうちに、減つた分の予備費を補填するという意味不明な補正予算を国会に提出しました。

こういう形を取ると、極端な話、今後、本予算も、丸ごと予備費にして、あとはよろしくなんてことになりかねません。このような政府の姿勢は、国会軽視にほかならない、極めて問題であると思います。そもそも、与党の皆さんがあつと怒らなきや駄目じやないですか。

今回の補正予算は、主に燃料油価格激変緩和対策事業に係る経費と予備費の積み増しからなります。しかし、これでは、今後のコロナ対策や物価

高対策を政府の判断に白紙委任することになつてしまいます。

我が党の生活安全保障のための緊急経済対策で示す消費税率の时限的な5%への減税やトリガー条項の発動、事業復活支援金の倍増、中小企業のコロナ債務負担の軽減などは、コロナ禍と物価高騰に見舞われる国民や事業者にとって早急に必要な対応であり、総理、補正予算への盛り込むことを早急に検討していただきたいと思います。

国会が開会中である以上、政府は、予備費の積み増しを主な内容とするさっぱり分からぬ補正予算ではなくて、具体的な施策を盛り込んだ補正予算を編成し、国会の場で目的や有効性について議論することが筋だと考えますが、総理の見解を求めます。

経済情勢についてお伺いします。

我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響から持ち直しつつあるものの、令和四年一~三月期の実質GDPは前期比年率でマイナス1.0%と、二四半期ぶりのマイナス成長となりました。日経平均株価もピークよりも大きく落ち込んでいます。また、ドルを買って円を売る動きが加速し、一ドル百三十円程度まで円安が急速に進行しています。

エネルギー価格や食料品価格が上昇している中、円安が進むことで、輸入コストは大幅に押し上げられています。四月の消費者物価指数は、前年同月比二・一%上昇と、消費税率引上げの影響を除けば十三年七ヵ月ぶりの上昇幅を示すなど、既に家計に深刻な影響が出始めています。

こうした状況を踏まえ、岸田総理は、我が国経済の現状と先行きについてどのように認識しているのか、見解をお伺いいたします。

立憲民主党は、昨年十一月にトリガーワン項凍結解除に関する法律案を提出いたしました。さらに、四月八日、生活安全保障のための緊急経済対策を発表し、改めてトリガーワン項凍結解除とそれに伴う地方税の収支を補填する提案を行っています。

政府は、一時的な激変緩和対策を場当たり的に継続しているだけれども、なぜトリガーワン項凍結解除を実施しないのか、総理の説明を求めます。

酪農家は、國の方針に従って、畜産クラスター事業等で牛舎等の設備投資を行い、規模拡大を進めできました。その結果、指定団体の生乳受託乳量は二〇二一年度に約七百二十三万トンになり、三年連続で増加となりましたが、現在、コロナ禍に伴う牛乳需要の低迷や輸入飼料、資材、燃油等の価格高騰によるコスト増などもあって、酪農經營を取り巻く環境は急速に悪化しています。その結果、高齢による離農にとどまらず、現役世代でも離農する動きが見え、大変深刻な状況です。

当面の対策として、Jミルクなどが基金を創設し、余剰生乳の仕向け先として、増大した脱脂粉乳在庫を餉用に回すなどの対策を実施しています。

しかし、このような短期的対策とともに、生乳の需給調整の在り方を抜本的に検討しつつ、過度の輸入飼料への依存から脱却し、飼料の国产化を推進し

ていくべきと考えますが、総理の見解を伺います。

五月九日、安倍元総理は大分市で開催された講演で、日銀は政府の子会社だと発言しました。

日本銀行は、日本銀行法において金融政策の独立性を全く理解せずに大規模な金融緩和を進めてきたことの証左にほかなりません。その結果、物価上昇率2%目標は二〇二三年に掲げて以来九年間も達成できなかつたばかりか、日銀の国債保有残高は五百三十五兆円にまで積み上がっています。

岸田政権においても大規模な金融緩和は継続していますが、今回の安倍元総理の発言をどのように受け止めていらっしゃるのか、お伺いします。

最後に、岸田総理は被爆地である広島出身で、核兵器廃絶に理解のある政治家であると信じています。私がかねてから提案しています核兵器禁止条約批准が難しいのであれば、せめてオブザーバー参加くらいは表明されることを望むとともに、我が党が核廃絶に全力を傾けることをお約束して、私の質問を終わります。

白眞勲でございました。ありがとうございました。

（拍手）

〔内閣総理大臣岸田文雄君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣（岸田文雄君） 白眞勲議員の御質問にお答えいたします。

知床遊覧船事故における真相究明についてお尋ねがありました。

まず、今回の事故で亡くなられた方々に対し改めて心から哀悼の意を表するとともに、家族の方々にお悔やみを申し上げる次第です。

そして、御指摘の日本小型船舶検査機構による無線設備の検査については、同機構の検査事務規程細則に基づいて行われたものの、内規に定める

検査方法が十分でなかったことから、国土交通省より改めさせたとの報告を受けております。

今回の事故を受け、私からは、法的規制の在り方も含め、安全対策の在り方について検証、検討を行う検討会を立ち上げ、徹底的な安全対策を講じていくことを指示しております。

現在、国土交通省において、有識者から成る検討委員会で検証、検討を進めていると承知をしております。検討委員会では、日本小型船舶検査機構による検査方法を含め、弁護士、消費者団体等の様々な分野の有識者の方々に第三者の立場から徹底的に議論をしていただくと報告を受けております。

政府としては、こうした痛ましい事故を二度と起こさないよう、検討委員会での検証、検討を進め、小型旅客船の総合的な安全対策に取り組んでまいります。

プーチン大統領に対する停戦の働きかけ、G20サミットへのプーチン大統領及びゼレンスキー大統領の出席等についてお尋ねがありました。

今までに幾つかの国が仲介努力を行つてきていましたが、プーチン大統領からは歩み寄ろうとする兆しは見えません。このような状況において必要なことは、ロシアが侵略をやめるよう、ロシアに対して国際社会が一致して強い制裁措置を講じ、また、ウクライナを支援していくことであり、プーチン大統領との電話会談は行つております。

G20におけるロシアの扱いを含め、国際社会は

きません。G20でのロシアの扱いについては、先般、ジヨコ大統領とも議論を行いました。インドネシアを始め各国とも議論しつつ、今後の状況をよく踏まえ、政府として適切に対応していく考えです。

また、インドネシアが議長国としてウクライナを招待したことは歓迎したいと思います。

北朝鮮における新型コロナウイルスの感染拡大と拉致問題についてお尋ねがありました。

北朝鮮において、新型コロナウイルスによると考えられるものを含め、連日多数の発熱者が発生し、死者も発生しているとされていることを強い関心を持って注視しているところです。その上で、我が国の対応については、予断を持つてお答えすることは控えます。

拉致問題は岸田内閣の最重要課題です。

日米首脳会談、日米豪印首脳会合では、私から拉致問題の即時解決に向けた理解と協力を改めて求め、各国から強い支持を得ました。また、バイデン大統領には、拉致被害者御家族の皆様と面会をし、御家族の皆様を励まし、勇気付けていただきました。

拉致被害者御家族の高齢化が進む中、親世代の御家族が元気なうちに全ての拉致被害者の帰国を実現すべく、あらゆるチャンスを逃すことなく全力で取り組みます。私自身も、条件を付けずに金正恩委員長と直接向き合う決意であります。

日韓関係及び日中関係についてお尋ねがありました。

日韓関係は、旧朝鮮半島出身労働者問題や慰安婦問題などにより非常に厳しい状況にあります。が、東アジアの厳しい安全保障環境を考えると、日韓、日米韓の連携は重要であり、このまま放置した。

することはできません。

尹大統領とは三月に電話会談を行い、その際、尹大統領からは、日韓関係を重視しており、関係改善に向けて共に協力していきたいとの発言があり、できるだけ早く対面でお会いしたいとのやり取りを行いました。

国と国との約束を守ることは、国家間の関係の基本です。今後の首脳会談については何も決まっておりませんが、日韓関係を健全な関係に戻すべく、日本の一貫した立場に基づき、尹大統領を始め新政権と緊密に意思疎通をしていく考えです。

習主席との会談について、現時点で決まっていませんが、中国との間では、普遍的価値を共有する国々としっかり連携しながら、主張すべきは主張し、責任ある行動を強く求めつつ、共通の課題については協力するという建設的かつ安定的な関係を双方の努力で構築していくことが重要であると考えております。

防衛費の増額、その財源、そして財政規律との関係についてお尋ねがありました。

我が国の安全保障環境が一層厳しさを増す中で、まず行うべきことは、国民の命や暮らしを守るために何が必要なのか、具体的かつ現実的に議論をし、積み上げていくことです。その結果、防衛力の抜本的強化に当たつて必要となるものの裏付けとなる予算をしっかりと確保していく考えであります。

防衛費の増額、その財源、そして財政規律との関係についてお尋ねがありました。

我が国の安全保障環境が一層厳しさを増す中で、まず行うべきことは、国民の命や暮らしを守るために何が必要なのか、具体的かつ現実的に議論をし、積み上げていくことです。その結果、防衛力の抜本的強化に当たつて必要となるものの裏付けとなる予算をしっかりと確保していく考えであります。

防衛費の増額、その財源、そして財政規律との関係についてお尋ねがありました。

我が国経済への認識とトリガーリー条項についてお尋ねがありました。

我が国経済については、持ち直しの動きが続いている、先行きについても、感染対策に万全を期し、経済社会活動の正常化が進む中で、景気は持ち直していくことが期待されます。ただし、ウクライナ情勢等に伴う原油価格や物価の高騰がマインドの悪化や実質購買力の低下を通じて民間消費や企業活動を下押しするなど、実体経済への影響が顕在化する可能性や、供給制約等による景気の下振れリスクには十分注意する必要があります。

確保する観点から、財源の在り方についても併せて検討してまいります。

予備費の使用と補正予算の編成についてお尋ねがありました。

コロナ予備費については、新型コロナに係る感染拡大防止策に要する経費その他の同感染症に係る緊急に要する経費の不足について、臨機応変に、かつ時機を逸することなく対応するために計上されているものであり、個別具体的な事業内容について、その趣旨に該当しているかを判断した上で、適切に使用決定をしております。

先般取りまとめた総合緊急対策においては、直面する危機に緊急かつ機動的に対応するため、新たな財源措置を伴うものについては予備費を活用して迅速に対応した上で、今後の災害、新型コロナの再拡大、原油価格、物価の更なる高騰等による予期せぬ財政需要に迅速に対応し、国民の安心を確保するため、予備費の計上及び六月以降の燃料油価格の激変緩和事業を内容とする補正予算を編成することといたしました。そうした補正予算の意義について、国会における説明責任を果たしてまいります。

新型コロナの影響による需給緩和や飼料価格の高騰などにより厳しい経営環境にある酪農経営に對しては、高い水準で推移する乳製品在庫の低減対策や消費拡大の取組を後押しするとともに、今般の総合緊急対策による配合飼料のセーフティネット基金の積み増し等により、価格高騰の経営への影響を緩和してまいります。

その上で、加工原料乳生産者補給金制度を適切に運用し、生乳の需給及び酪農経営の安定を図りつつ、飼料生産組織の機能強化や草地の整備等を通じ、国産飼料の生産、利用拡大を推進してまいります。

日銀に関する安倍元総理の発言についてお尋ねがありました。

政府と日銀の関係については、一般論として、政府は日銀に対して出資をしているものの議決権はなく、日銀は日本銀行法において金融政策や業務運営の自主性が認められていることから、政府がその經營を支配している法人とは言えず、会社法で言うところの子会社には当たらないと考えております。

その上で、日銀の金融政策運営は平成二十五年の政府、日銀の共同声明の考え方へ沿って進めら

こうした影響に緊急かつ機動的に対応するため、総合緊急対策に盛り込まれた各施策を迅速に実行することで、コロナ禍からの回復を確かなものとしてまいります。

トリガーリー条項については、三党検討チームにおいて、現時点で発動に際しての課題を解決するための具体的な方策について結論を見出すに至つていため、引き続き検討することとされたと承知しております。

酪農経営対策についてお尋ねがありました。

新型コロナの影響による需給緩和や飼料価格の高騰などにより厳しい経営環境にある酪農経営に對しては、高い水準で推移する乳製品在庫の低減対策や消費拡大の取組を後押しするとともに、今般の総合緊急対策による配合飼料のセーフティネット基金の積み増し等により、価格高騰の経営への影響を緩和してまいります。

その上で、加工原料乳生産者補給金制度を適切に運用し、生乳の需給及び酪農経営の安定を図りつつ、飼料生産組織の機能強化や草地の整備等を通じ、国産飼料の生産、利用拡大を推進してまいります。

日銀に関する安倍元総理の発言についてお尋ねがありました。

政府と日銀の関係については、一般論として、政府は日銀に対して出資をしているものの議決権はなく、日銀は日本銀行法において金融政策や業務運営の自主性が認められていることから、政府がその經營を支配している法人とは言えず、会社法で言うところの子会社には当たらないと考えております。

その上で、日銀の金融政策運営は平成二十五年の政府、日銀の共同声明の考え方へ沿って進めら

れており、日銀においては、引き続き物価安定目標の持続的、安定的な実現に向けて努力されることを期待しております。

残余の質問については、関係大臣から答弁をさせます。(拍手)

(國務大臣齊藤鉄夫君登壇、拍手)

○國務大臣齊藤鉄夫君 白眞勲議員から救命浮器等についてお尋ねがありました。

まず初めに、今回の知床遊覧船の事故で亡くなられた方々とその御家族の皆様方に心よりお悔やみ申し上げるとともに、今回の事故に遭遇された方々とその御家族の皆様方に心からお見舞い申し上げます。

船舶安全法は、陸地や他船からの救助、支援の可能性等も考慮し、航行区域を分類し、安全基準を定めております。

今般のKAZU-Iのように、港から最大速力で二時間以内に往復できる限定された水域のみを航行する小型船舶は、一つに、常に港などから一時間以内の位置にいること、二つ目に、基準に従つて通常は転覆、浸水しづらい構造であり、一定時間は船内で救助を待つことが可能であること、三つ目に、陸地や他船からの迅速な救助や支援が期待できること等を踏まえ、救命胴衣に加え、救命浮器又は救命いかだの備付けが義務付けられています。

他方、救命浮器は低水温では短時間で体温が下がってしまう課題があるほか、救命いかだも、乗客が乗り移る際、荒れた海に落水する危険性が高いとの課題があります。

国土交通省としましては、二度とこのような悲惨な事故を起こさないよう、知床遊覧船事故対策検討委員会において、特に厳しい気象、海上に

ある海域を航行する船舶に備えるべき救命設備の要件についてもしっかりと議論し、必要な措置を講じてまいります。

日本小型船舶検査機構の検査についてお尋ねが

ありました。

日本小型船舶検査機構は、無線設備を携帯電話に変更する際に、検査事務規程細則に基づいて検査を行うための方法を、内規として定めております。

機構は、本年四月二十日に船舶安全法に基づく中間検査を実施した際、事業者から無線設備を携帯電話に変更したい旨申出があり、事業者からの申告書で常時通信可能であることを確認するとの内規に従つて検査を行つたと承知しています。

しかしながら、事故を起こしたKAZU-Iの携帯電話では実際には通信できなかつたと推測されることはから、機構の内規で定められた検査方法は十分ではなかつたものと考えております。このため、五月九日に機構に対し、携帯電話に関する検査方法の改善を指導し、速やかに改善されたところです。(拍手)

○國務大臣林芳正君登壇、拍手

○國務大臣林芳正君 登壇、拍手

○國務大臣林芳正君登壇、拍手

沿つて、外交ルート等を通じて協議を行つていきます。また、日米貿易協定のWT.Oへの通報については、米国と調整の上でかかるべきタイミングに行う予定でございます。(拍手)

○國務大臣林芳正君登壇、拍手

シア軍のウクライナ侵略に強く反対の意を表明します。尊い命を守るために、即時停戦と平和的解決の対話に臨むよろしく訴えます。

日本国憲法前文において平和の理念を高く掲げています。

日本と調整の上でかかるべきタイミングに行う予定でございます。(拍手)

○國務大臣林芳正君登壇、拍手

官 報 (号 外)

シ一事業者にも同様に支援を継続、拡充していくまです。また、ガソリンスタンドやLPGガス事業者は、平時、災害時を問わず、燃料の安定供給という重要な役割を担っていることから、設備投資支援による燃料供給体制の強化に取り組みます。

合成燃料については、既存のインフラや設備を活用しながら、エネルギー供給の多角化やCO₂排出量削減に寄与するものであり、技術開発を支援することなどにより、可能な限り早期の実用化を目指します。

外食産業や中小・小規模事業者に対する支援についてお尋ねがありました。

新型コロナの影響に加え、物価高騰の影響を受ける外食産業を始めとする事業者の支援をするため、総合緊急対策により資金繰り支援や原材料費、労務費等の上昇分の適切な価格転嫁のための取引の適正化を進めるとともに、事業再構築補助金によりフードテック、DXの推進やデリバリーサービスへの対応を含め、新規事業に挑戦する事業者を後押ししてまいります。

また、新たなGOTトラベル事業についても、感染状況等を踏まえ、引き続き注意深く検討していくとともに、GOTオイート事業の着実な実施による外食の消費喚起、原材料の支援など、総合緊急対策における各種支援策を速やかに実施してまいります。

創作文化への支援についてお尋ねがありました。

漫画、アニメ等は世界に誇る創作文化であり、コンテンツ産業においても極めて重要な位置を占めています。成長の源泉が物から事にシフトする中、我が国のソフトパワーとしての創作文化の振興をしつかり図つてまいります。

このため、政府としては、今回の総合緊急対策において、資金繰り支援等を通じたコンテンツ産業を担う中小企業への支援、ガイドラインの作成、普及啓発などクリエーターの待遇改善、創作機会の提供などによるクリエーターの育成、ノン足場資材の開発、導入支援と資材高騰等による創作文化の海外発信などに取り組んでまいります。

足場資材の開発、導入支援については、生産性向上に資する革新的な足場の開発に取り組む中小企業の支援や安全性の高い足場の普及などに取り組んでまいります。

足場資材の開発、導入支援については、生産性向上に資する革新的な足場の開発に取り組む中小企業の支援や安全性の高い足場の普及などに取り組んでまいります。

足場資材等による中小建設企業等へのしわ寄せ対策については、買いたたきに対する取締り強化など取引適正化の取組を進めるとともに、原材料費等の価格を反映した適正な請負代金等の設定について発注者や建設業団体に周知徹底を図るなど、適正な価格転嫁のための環境整備を進めてまいります。

フードバンク等への食品提供のコーディネートの支援についてお尋ねがありました。

食品事業者から余剰となっている食品を引き取り、子供食堂や生活困窮者等に無償提供するフードバンクやフードパンツリーは、孤独・孤立対策の観点から重要な機能を有しております。昨年末に取りまとめた孤独・孤立対策の重点計画に居場所づくりとして位置付けられました。これを受け、食料品の輸送、保管への支援、フードバンクの活動をサポートする地方自治体への交付金による支援や災害用備蓄食料の提供など、政府一体となって支

援を行つてまいります。

さらに、今般の総合緊急対策において、フードバンクに対して、食品供給元となる食品事業者とのマッチング等を行う専門家の派遣によるサポートなどを行うこととしており、きめ細かく支援をしてまいります。

補正予算において予備費を計上する趣旨についてお尋ねがありました。

補正予算において予備費を計上する趣旨についてお尋ねがありました。

北朝鮮による相次ぐミサイル発射は断じて許されない挑発行為です。強く非難するとともに、いかななる状況にあっても警戒を怠らず、国民の命と暮らしを守らねばなりません。

日本首脳会談、クアッド首脳会合、そしてASEAN諸国との対話など、総理におかれでは精力的に対応してまいりますが、今後の災害や新型コロナの再拡大、ウクライナ情勢の長期化に伴う原油価格、物価の更なる高騰など、状況は予断を許しません。

こうした不透明な情勢に伴う予期せぬ財政需要にも迅速に対応し、国民の安心を確保するため、今般の補正予算において、一般予備費と新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費、合わせて五・五兆円の十分な水準を確保することといたしました。

政府としては、これら予備費を適切に活用する

ことで、国民生活を守り抜くための万全の備えを固めてまいります。(拍手)

○議長(山東昭子君) 西田実仁さん。

〔西田実仁君登壇、拍手〕

私は、公明党を代表して、財政演説について總理に質問いたします。

初めに、ロシアによる理不尽なウクライナ侵略は明らかな国際法違反であり、非人道的行為を犯し、一般市民の命まで奪うという暴挙は断じて許されるものではありません。一日も早い停戦に向

け、ロシアに対して毅然とした態度で制裁を強めいかねばなりません。

また、公明党としても、最大限の人道支援に全力を尽くしてまいります。

北朝鮮による相次ぐミサイル発射は断じて許されない挑発行為です。強く非難するとともに、いかななる状況にあっても警戒を怠らず、国民の命と暮らしを守らねばなりません。

日本首脳会談、クアッド首脳会合、そしてASEAN諸国との対話など、総理におかれでは精力的な幅広い外交を展開いただいております。国際紛争が激化し、戦後の国際秩序が崩壊に瀕している今日、自由貿易、相互信頼、互恵、国際協調などの基本的価値観をアジアから発信し、新しい国際ルールの提案外交を推進する役割を日本が担つていくことが望まれます。

今回のインド太平洋経済枠組み、IPEF創設に当たっては、どうしたらASEANやインドが

IPEFに積極的に参加してもらえるか、これら

の国々の声をよく聞いて構想に反映させることも必

要でしょう。IPEFを軌道に乗せることで、日本

のプレゼンスを最大限發揮してほしいと思いま

す。

具体的には、世界の分断で世界貿易の縮小が懸念される中で、参加国域内の経済的不均衡が拡大しないように、様々に協議する常設機関を設置す

るなど、情報交換を密にすることが期待されま

す。

IPEFを軌道に乗せるために日本はどういうに動くのか、具体的にどのような取組をするのかについて、総理のお考えをお聞きします。

ロシアによる侵略が原油・原材料価格の急騰を

引き起こし、昨年から続く物価高騰に拍車を掛け

ています。特に、ガソリンや電気代、食料品など、生きしていく上で欠かせない品目の値上げが顕著です。

今後も影響が長期化し、急速に進む円安の影響とも相まって、さらに幅広い商品やサービスの値上げが続くのではないか。また、依然として続く感染症や、激甚化、頻発化する自然災害への備えも緩めることは許されない。こうした強い危機感と使命感から、公明党は、今国会中の補正予算の編成、成立が絶対に必要であると強く訴え続けてまいりました。この度、補正予算案の提出に踏み切った政府の対応を高く評価します。

それでは、以下、原油価格・物価高騰等緊急対策について、具体的に質問いたします。

先日、私は地元埼玉県の園芸ハウスを訪問し、燃油価格の高騰で事業が続けられないなど、悲痛な声を伺いました。

公明党が対策を強く求めた結果、緊急対策には、園芸事業者を含め、事業者ごとに価格高騰の緩和策が盛り込まれました。原油高に苦しむ農林漁業者やタクシー事業者等が今後も安心して事業を継続できるよう、支援を切れ目なく実行すべきです。

一方で、原油のみならず、国際商品の高騰も続くことが見込まれることから、省資源、省エネルギー国民運動を強化し、需要を抑えていくことも必要です。

原油価格高騰対策について、総理の答弁を求めます。

続いて、観光振興について伺います。

今回の緊急対策では、原油価格高騰の影響を受ける観光事業者等に対し、感染、省エネ対策等の支援を行うこととしています。また、現在実施さ

れている県民割について、来月末で期限が終わることから、観光需要喚起策の継続が求められます。

海外からの観光客受け入れ、また、新たなG.O.T.O.・トラベル事業など、感染状況を踏まえた上でどのように実施していくのか、今後の観光需要喚起策について、総理の答弁を求めます。

今回の緊急対策では、公明党の強い主張により地方創生臨時交付金を拡充し、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分が創設されました。物価高騰で苦しむ方々に対する各自治体の取組に対して一兆円が確保されました。

これにより、例えば、学校給食費の値上げ対策、水道料金等の負担軽減、公共交通の運賃対策など、我が党のヒアリング活動でも寄せられた多くの声を実現するための体制が整いました。私は、介護・福祉サービス事業者からも食材費や光熱水費の高騰で苦しんでいる話を伺いました。公明党は、全国各地の地方議員と連携し、こうした方々に対するきめ細やかな支援を一つずつ着実に実現してまいります。

〔議長退席、副議長着席〕

政府におかれでは、円滑な交付に向けた準備を急ぐとともに、各自治体に対する具体的な活用事例の紹介や、国の交付決定前でも対象事業に着手できること等の情報提供に迅速に取り組んでいただきたい。どう取り組むのか、お聞かせください。

また、介護・障害福祉事業者のように、売上げが基本的に公定価格で定められ、価格転嫁ができる事業者について、今後、別途の支援策も検討すべきではないでしょうか。併せて総理にお聞きをいたしました。

続いて、子育て世帯や生活困窮者への支援について伺います。

今般の総合緊急対策では、住居確保給付金の特例措置など、政府がこれまで行ってきた生活困窮者支援策の申請期限の延長や、運用改善、拡充等が盛り込まれています。

低所得の子育て世帯に対しては、児童一人当たり一律五万円の生活支援特別給付金が給付されます。児童扶養手当を受給している一人親、住民税非課税で中学生以下の子供がいる世帯にはブッシュ型で給付が行われますが、対象になる子供が

高校生だけの世帯や、今年に入つてから所得が急激に減った世帯は申請が必要です。こうした方がしっかりと給付を受けることができるよう、丁寧に周知していくことが重要です。

子育て世帯や生活困窮者への支援策に関し、生活にお困りの方がしっかりと支援を受けることができるよう、特に申請が必要な施策は丁寧な周知を徹底すべきと考えますが、総理の答弁を求める

最後に、賃上げ支援について伺います。

物価上昇に伴い賃金も上がっていくとなれば、コロナ禍からの日本経済の回復は大きく阻害されてしまします。

しかしながら、中小企業を始めとする下請企業にとっては、原材料費の上昇分を適切に価格に転嫁できなければ、収益が圧迫され、賃上げどころではありません。我が党に寄せられた最も多かった声の一つが取引の適正化対策です。政府は、本年二月、価格交渉のより一層の促進など、いわゆる五つの取組を公表していますが、その実施状況のフォローアップを通じて、どう実効性を強化をするおつもりなのか、総理の答弁を求めます。

具體例として、これは地元埼玉で伺った話ですが、元々飲食店でパートとして働いていた女性が、コロナを機に物流会社に正社員として転職しました。

今般の総合緊急対策では、住居確保給付金の特例措置など、政府がこれまで行ってきた生活困窮者支援策の申請期限の延長や、運用改善、拡充等が盛り込まれています。

女性でも配達しやすい専用車両の開発や台車の導入といった設備投資にも力を入れてきました。結果、事業者側にとってはドライバーの手不足の解消につながり、女性は年収が二倍に増えたそうになります。

こうした人や設備への投資により労働環境を改善する企業に対して、税制や予算で大胆な支援を行い、日本全体の生産性を向上させて、持続的な賃金上昇を果たしていくべきと考えますが、総理の御所見をお伺いをいたします。

以上、公明党は責任与党として、あらゆる脅威から国民の命と暮らしを守り抜くため、これからも現場第一主義に徹し、小さな声を聞き、真に必要な支援策を実現しやすくことに全力を挙げていくことをお誓いし、私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

〔内閣総理大臣岸田文雄君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣(岸田文雄君) 西田実仁議員の御質問にお答えいたします。

インド太平洋経済枠組み、いわゆるI.P.E.F.についてお尋ねがありました。

今般、東京でバイデン大統領がI.P.E.F.の立ち上げを宣言されたことは、この地域への米国の強いつてお尋ねがありました。

I.P.E.F.は、サプライチェーンの強靭化など四つの分野の今日の課題について協力をしていくものである、こゝに特徴があります。I.P.E.F.が地

域の経済秩序にとって有意義な枠組みとなるため、できるものから早期に具体的な成果を出していくことが重要だと考えます。

日本は、米国、インド、ASEANを始めとする地域のパートナーと手を携えて、共に具体的な成果を目指して努力をしていきたいと考えています。

原油価格高騰対策についてお尋ねがありました。

農林漁業者や自動車の燃料油価格の激変緩和事業について、基準価格を百六十八円に引き下げるとともに、補填の上限を引き上げるなど、制度を強化し、国内価格の急激な上昇を抑制しています。LPガスを使用するタクシー事業者にも同様に支援を継続、拡充しています。これに加え、漁業、農林業、運輸業などの業種別の対策などを重層的に講じており、国民生活や企業活動への影響を最小限に抑えていきます。

また、省エネルギーについては、例年、需要が高まる夏季と冬季に、国民の皆様に対する省エネの協力要請を実施しているところです。今後も以下のエネルギー需給状況を注視しながら、対策を強化してまいります。

今後の観光需要喚起策についてお尋ねがありました。

観光は、我が国の成長戦略の柱、地域活性化の切り札として期待されている一方、新型コロナの感染拡大により甚大な影響を受けています。

海外からの観光客受け入れについては、現在、訪日観光再開に向けて必要な材料を収集するため、観光庁において実証事業を行っており、感染状況を注視しつつ、こうした準備状況を踏まえて検討を進めてまいります。

国内の観光需要喚起策については、現在、県民割事業を支援していますが、新たなGOTOTラベル事業については、今後の感染状況等を見極めつつ、引き続き注意深く検討をしてまいりたいと思います。

地方創生臨時交付金の物価高騰対応や介護・障害福祉事業者への支援についてお尋ねがありました。

御指摘のとおり、コロナの影響が続く中で、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担の軽減を、自治体が地域の事情に応じきめ細やかに実施することができるよう、地方創生臨時交付金に一兆円の原油価格、物価高騰に対応した枠を創設しました。

各自治体には、当該予算を活用可能な事業例やQアンドAをお示しするなど、制度の趣旨の周知に努めているところです。引き続き、自治体からの質問や相談に丁寧に対応することにより、地域の実情に応じたきめ細やかな支援をお届けしてまいります。

食材料費の高騰の影響を受けている介護サービス事業所等についても、各自治体の判断により地方創生臨時交付金を活用した支援が可能であり、事業者等の負担軽減に向けた取組を進めていただこう、自治体に依頼するなどの対応をしているところです。

子育て世帯や生活にお困りの方への支援についてお尋ねがありました。

西田議員から御紹介いただいたとおり、総合緊急対策においては、コロナ禍の中で物価高騰等に直面する子育て世帯や生活困窮者の生活を守るために、緊急小口資金の特例貸付けの申請期限の延長等のほか、低所得の子育て世帯に対して子供一人当たり五万円の給付金をブッシュ型で支給するなど、支援策を盛り込んでいます。

こうした取組が支援を必要とする方々にしっかりと届くよう、申請不要なブッシュ型給付を行い、申請が必要な方に対しては、政府広報やSNSの活用による情報発信、ハローワーク、社会福祉協議会などの関係機関や民間支援団体等を通じた周知、広報などに取り組みながら、自治体等とも連携しつつ、丁寧な周知に取り組んでまいります。

そして、中小企業の賃上げについてお尋ねがありました。

議員御指摘の取引適正化に向けた五つの取組のフォローアップとして、現在、中小企業へのアンケートや下請Gメンによるヒアリングを実施しており、今後、その結果を踏まえ、下請振興法に基づく指導、助言を実施するなど、その実効性の強化を図っています。

人への投資については、非正規雇用労働者のキャリアアップ、リカレント教育など、生涯における能力発揮の促進、成長分野などへの労働移動の円滑化支援など、生産性向上に向けた賃金上昇に向けて、三年で四千億円のパッケージを活用し、民間ニーズを反映しながら、取組を強化していくよう、自治体に依頼するなどの対応をしているところです。

○副議長(小川敏夫君) 浜口誠君。
〔浜口誠君登壇、拍手〕
○浜口誠君 国民民主党・新緑風会の浜口誠です。

会派を代表して、財政演説に対し、以下、岸田總理に質問します。

五月二十三、二十四日に東京で、日米首脳会談、日米豪印四か国、いわゆるクアッド首脳会合が行われました。議論の内容と成果について説明を求めます。

今回の補正予算の追加歳出は二・七兆円、極めて小さいと言わざるを得ません。コロナ禍と消費税増税前の二〇一九年七月から九月期の実質GDPは約五百五十八兆円。一方、先週公表された二〇二二年一~三月期の実質GDPは約五百三十八兆円となつておおり、その差はマイナス二十兆円となっています。こうした実態を踏まえると、政府として、日本経済の復活に向けて、少なくとも今回の中止予算で二十兆円規模の経済対策を行つてくださいと考へますが、見解を伺います。

また、補正予算のうち一兆五千二百億円は使用した予備費を埋め戻すための予算となつています。予備費補填を主目的とした補正予算の編成は極めて異例と考へますが、その妥当性について説明を求める所です。

四月の消費者物価は、前年同月比二・一%上昇し、消費税率引上げの影響を除くと、〇八年九月以来十三年半ぶりの上昇となりました。生鮮食品を除く調査対象の五百二十二品目のうち三百五十一品目が上昇し、三月の三百二十を上回り、値上がりの裾野が広がっております。家計を大きく圧迫しています。

国民民主党は、こうした状況を開拓するため、賃金上昇率が物価プラス二%に達するまでの間、消費税五%への引下げやガソリン減税など、家計減税で家計の消費力を高めるとともに、家計を守るために、インフレ手当を導入し、一律十万円の現金給付を行うことを提案しています。

政府として、物価高の長期化を見据え、どのよ

上がり景気が低迷するステップレーションを回避するためにどのように対応していくのか、伺います。

国民民主党、自民党、公明党的三党によるトリガーラン条項の凍結解除などを検討する検討チームの成果として、四月二十八日から石油元売会社への補助金上限三十五円への引上げ、基準価格の引下げ、航空機燃料への補助追加、タクシーの燃料であるLPGガスへの補助拡充が実施されたことは評価します。他方、今回の対策は九月末までとなってますが、十月以降の対策はどうに考えていくのか、お答えください。

国民民主党は、ウクライナ情勢などにより原油価格高騰の長期化が懸念される中で、これまで提案を続けてきたトリガーラン条項の凍結解除を今後も徹底して求めていく決意です。トリガーラン条項の凍結解除について見解を伺います。

円安への対応等について、以下、伺います。

円・ドルの為替レートは、今年の三月以降急速な円安となつており、今年の二月までの一ドル百十五円近辺から、足下では百三十円近辺になり、一ドル百三十五円まで円安が進むとの声もあります。円安は原油などの輸入価格を押し上げるため、あらゆる輸入製品の値段や事業のコストが上昇します。三月の輸入額は、一年前から三割も増加しました。円安が進めば進むほど日本は貧しくなっていくとの指摘もあります。足下の急激な円安が日本経済に及ぼす影響について見解を伺います。

また、円安が進んでいる直接的な要因は、日本と米国の金融政策の違いによって日米の金利差が拡大しているからです。現在は為替の緊急事態で

す。円安の加速で輸入コストが一気に上がり、多くの企業が苦しい状況に直面をしています。自國通貨の価値を守ることは中央銀行の最大の責務です。日銀は早期にこれまでの金融緩和路線の政策を転換すべきです。見解を伺います。

また、安倍元総理から日銀は政府の子会社のか、総理の御所見を伺います。

コロナ対策に関して伺います。

先進国を中心には、水際対策の緩和、観光目的の入国者の受け入れなど、経済と社会を動かす対応を強化しています。日本においても、六月から入国者上限を一万人から二万人とする方針です。一方、外国人観光客の入国を認めていない国は、中

國や日本など極めて少数派となっています。外国人観光客の本格的な受け入れを早期に再開すべきと考えますが、見解を伺います。

また、今国会において薬機法が改正され、新型コロナ用の国产飲み薬の緊急承認に期待が高まっています。今後の承認見通しを伺います。

国民民主党は、感染症等の健康危機対応は国家安全保障であると考え、感染症対策の司令塔機能強化のため、米国CDC、疾患予防管理センターを参考に、日本版CDCを創設すべきと提案をしています。日本版CDCに対する御所見を伺います。

また、新型コロナ感染症の感染症法上の位置付けを二類相当から五類に見直す議論も本格的に行なうべきと考えますが、見解を伺います。

カーボンニュートラルに関して伺います。

政府は、脱炭素社会の実現に向けて、クリーンエネルギーへの移行や蓄電池の生産、次世代の自動車の導入など後押しするため、二十兆円規模の総

財政支援を行い、財源は環境債を発行することとしています。カーボンニュートラルを実現するとともに、環境分野で世界と闘うためには必要な投資を考えますが、環境債の法的な位置付けや二兆円のグリーンインバーション基金との違いについて説明を求めます。

愛知県の矢作川から農業用水や工業用水を取り水が生じ、先週末時点では、農業用水が止まり、工業用水も必要量の三割程度の供給となるなど、大きな影響が生じています。地元からは、少しでも漏水を防ぐため、国が現場で迅速に対応を判断していれば農業用水や工業用水への影響を減らすことができたのではないかとの声も上がっています。

また、日米首脳会談及び日米豪印首脳会合についてお尋ねがありました。

○内閣総理大臣(岸田文雄君) 浜口誠議員の御質問にお答えいたします。

日米首脳会談においては、国際秩序の根幹を握るがす事態の中、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を守るために、日米の連携を再確認できました。また、インド太平洋地域の平和と繁栄の確保が国際社会の最重要の戦略課題であり、日米が主導的役割を果たしていくことを確認いたしました。

日米豪印首脳会合では、力による一方的な現状変更をいかなる地域においても許してはならないこと、そして、自由で開かれたインド太平洋の実現に向けた取組を一層推進していくことが重要であり、幅広い分野で実践的協力を進めることでも一致をいたしました。

る経済の実現、積極財政への転換、人づくりこそ国づくり、自分の国は自分で守る、正直な政治を貫く、この政策五本柱の実現に向け全力で取り組むことを宣言をして、質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

〔内閣総理大臣岸田文雄君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣(岸田文雄君) 浜口誠議員の御質問にお答えいたします。

日米首脳会談及び日米豪印首脳会合についてお尋ねがありました。

日米首脳会談においては、国際秩序の根幹を握るがす事態の中、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を守るために、日米の連携を再確認できました。また、インド太平洋地域の平和と繁栄の確保が国際社会の最重要の戦略課題であり、日米が主導的役割を果たしていくことを確認いたしました。

日米豪印首脳会合では、力による一方的な現状変更をいかなる地域においても許してはならないこと、そして、自由で開かれたインド太平洋の実現に向けた取組を一層推進していくことが重要であり、幅広い分野で実践的協力を進めることでも一致をいたしました。

越事業や過去最大の令和四年度当初予算の事業に迅速かつ着実に、予算の事業を迅速かつ着実に執行しているところです。

それに加えて、先般、ウクライナ情勢等に伴う原油価格や物価の高騰等による国民生活への影響に緊急かつ機動的に対応するため、事業規模十三兆円の総合緊急対策を取りまとめました。本対策に盛り込まれた各施策を迅速に実行することで、昨年の対策と相まって、コロナ禍からの経済社会活動の回復を確かなものとしてまいります。

今般編成した補正予算については、総合緊急対策で使用した金額相当の予備費を確保するとともに、六月以降の燃料油価格の激変緩和事業に必要な予算を盛り込んだものです。これらの措置は、今後の災害・新型コロナの再拡大、原油価格・物価の更なる高騰等による予期せぬ財政需要に迅速に対応し、国民の安心を確保するため、必要な補正予算であると考えております。

物価高を踏まえた家計支援策や原油価格高騰対策についてお尋ねがありました。

今般の総合緊急対策においては、家計にとって重大な問題であるガソリン価格や小麦価格等の国内価格の上昇抑制を行うとともに、低所得の子育て世帯への給付金の支給、給食費の負担軽減など、地域の事情に応じたきめ細かな対策を後押しするなど、コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者に対する重層的なセーフティーネットを用意しています。

まずは、これらを迅速に実行することで景気の下振れリスクにしっかりと対応するとともに、予期せぬ事態に対しては、今般の補正予算で五・五兆円の予備費を用意し、国民生活を守り抜くため

の万全の備え、固めてまいります。十月以降の原油価格高騰対策については、今後、原油価格の高騰がどの程度長期化するかなどを見極めながら、対策を検討してまいります。

なお、トリガーラインについては、三党検討チームにおいて、現時点で発動に際しての課題を解決するための具体的な方策について結論を見出すに至っていないため、引き続き検討するとされたと承知をしております。

円安と金融政策等についてお尋ねがございました。

為替の水準についてコメントすることは差し控えますが、為替の安定は重要であり、急速な変動は望ましくないと考えます。

その上で、一般論として、円安により、輸出や海外展開をしている企業の収益は改善する一方で、輸入価格の上昇を通じて企業や消費者に負担増となると承知をしており、円安は日本経済に対して様々な影響を与えることが考えられます。

足下の物価上昇は、為替の影響もあるものの、主に世界的な原材料価格の高騰等を背景としたものとの認識をしており、総合緊急対策により、影響を受ける方々への必要な支援を迅速に届けてまいります。

金融政策については、日銀において、平成二十五年の政府、日銀の共同声明の考え方沿って、引き続き、物価安定目標の持続的、安定的な実現に向けて努力されることを期待しております。

また、政府と日銀の関係については、一般論として、政府は日銀に対して出資をしているものの議決権はなく、日銀には日本銀行法において金融政策や業務運営の自主性が認められていることから、政府がその経営を支配している法人とは言え

ず、会社法で言うところの子会社には当たらないと考えております。

新型コロナ対策についてお尋ねがありました。外国人観光客の受入れについては、現在、訪日光庁において実証事業を行っており、感染状況を注視しつつ、こうした準備の状況を踏まえて受入に向けた検討を進めてまいります。

改正薬機法に基づく緊急承認制度については、個別の治療薬について、企業の申請があれば、有効性、安全性の観点から優先かつ迅速に審査を行います。

司令塔機能の強化については、次の感染症危機に備えて、本年六月をめどに、危機に迅速、的確に対応するための司令塔機能の強化や感染症法の在り方、保健医療体制の確保など、中長期的観点から必要な対応を取りまとめています。

感染症法上の位置付けについては、新型コロナは、オミクロン株であっても致死率や重症化率がインフルエンザよりも高く、更なる変異の可能性もあります。このため、平時への移行期間として最大限の警戒局面にある現時点では、五類に変更することは現実的ではないと考えておりますが、引き続き議論は続けてまいりたいと思います。

五年の政府、日銀の共同声明の考え方沿って、漏水の発生後直ちに応急措置を開始するとともに、漏水量の増大による工業用水や農業用水の供給停止以降は、関係機関での情報共有や利水者間の調整を行いつつ、応急取水ポンプの設置を進めることの結果、工業用水の供給を再開済みであります。

漏水の発生後直ちに応急措置を開始するとともに、漏水量の増大による工業用水や農業用水の供給停止以降は、関係機関での情報共有や利水者間の調整を行いつつ、応急取水ポンプの設置を進めることの結果、工業用水の供給を再開済みであります。

保しながら、二十兆円とも言われる必要な政府資金を、仮称ではありますが、GX経済移行債として先行して調達し、速やかに投資支援に回していくことを一体で検討いたします。その法的位置付けについては、現段階で具体的に決まっているものではありません。

グリーンイノベーション基金は、二〇五〇年カーボンニュートラルを実現する革新的技術の開発などを目指すものです。今後検討するGX経済移行債については、支援資金を先行して調達し、今後十年間で必要となる民間の長期巨額投資の呼び水とすることを考えますが、その具体的な内容は本年夏に設置するGX実行会議において議論を深めてまいります。

明治用水頭首工の漏水への初期対応についてお尋ねがありました。

明治用水頭首工の漏水への初期対応についてお尋ねがありました。

私は、オミクロン株であっても致死率や重症化率がインフルエンザよりも高く、更なる変異の可能性もあります。このため、平時への移行期間として最大限の警戒局面にある現時点では、五類に変更することは現実的ではないと考えておりますが、引き続き議論は続けてまいりたいと思います。

我が国の資金についてお尋ねがありました。

我が国は、バブル崩壊以降、長引くデフレ等を背景に他国と比べて低い経済成長が続き、企業は賃金を抑制し、消費者も将来不安などから消費を抑制した結果、需要が低迷し、デフレが継続する

悪循環であったと承知をしており、この中で賃金が伸び悩んだと考えております。

このトレンドを一気に反転させ、賃上げを実現すべく、賃上げ税制の拡充に加え、公的価格の引上げや中小企業が適正な価格転嫁を行うための環境整備など、あらゆる施策を総動員して、官民連携して賃上げの社会的雰囲気を醸成していくま

す。
あわせて、人への投資の強化や企業の生産性の向上を図り、企業収益の改善が次なる賃上げにつながる好循環を生み出すことで持続的に賃金が上がっていく経済構造をつくりまいります。

(拍手)

○副議長(小川敏夫君) 浅田均君。

(浅田均君登壇、拍手)

○浅田均君 日本維新の会、浅田均です。

私は、会派を代表して、鈴木財務大臣の財政演説に関連して質問いたします。

去る四月二十三日に発生した知床沖での観光船海難事故で亡くなられた方の御冥福を心よりお祈りするとともに、いまだ発見されていない方々の一刻も早い発見を願うものです。

補正予算関連の質問に入る前に、今回の事故に關係する法律、国が実施している船舶検査、地方運輸局の監査体制について、斎藤国土交通大臣に以下八点質問いたします。

まず、個人所有の小型船舶に対し船舶検査や操縦免許取得を課している国は日本以外にはほとんどありませんが、これはなぜですか。また、個人用の小型船舶でも、何十人も客を乗せる個人旅客船でも同じ操縦士免許で操縦できるのはなぜですか。

限定沿海区域を航行する小型旅客船に適用される救命設備は救命いかだ又は救命浮器と定められ、事故を起こした観光船はこのうち救命浮器を積んでいました。救命浮器とは、空気で膨らむ四畳半ぐらいのマットで、事故の際には乗客がローブにつかまって海面を漂うものですが、水温が一桁の海では、確実に一時間以内に低体温症で命を落とすと言われています。事故後、国交省は死亡が確認された方の死因を溺死と発表していますが、本当の死因は低体温症ではありませんか。

仮に観光船が救命いかだを積んでいたら、誰も死なずに済んだかも思われるを得ません。船舶検査で合格するには、国交省が独自に策定した基準をクリアした桜マーク付きの救命いかだである必要があります。価格は六人乗りで五十万円前後であり、安価な外国製のいかだに比べ、桁が一つ違います。

認定品の救命いかだは非常に高く、認定品ではない安いいかだを積んでいても法的に意味がないため、海水温が低い北の海で事業を行う観光船人の命を救うのに絶対に必要な救命いかだが積まれていなかつたのではないか。お答えください。

今回、事故直後の報道によると、海上保安庁は現場海域到着まで三時間も掛かっています。初期対応が遅れたということは、乗船者に死が迫っているという判断がなかつたからではありませんか。

日本では、今回の事故のように、限定沿海区域を走る小型船舶には水密区画を設置する規定はなく、事故を起こした観光船にも水密規格は、区画は設けられていませんでした。したがって、一ヵ所でも浸水すると、浸水を止めない限り沈没します。

まず、個人所有の小型船舶に対し船舶検査や操縦免許取得を課している国は日本以外にはほとんどありませんが、これはなぜですか。また、個人用の小型船舶でも、何十人も客を乗せる個人旅客船でも同じ操縦士免許で操縦できるのはなぜですか。

限定沿海区域を航行する小型旅客船に適用される救命設備は救命いかだ又は救命浮器と定められ、事故を起こした観光船はこのうち救命浮器を積んでいました。救命浮器とは、空気で膨らむ四畳半ぐらいのマットで、事故の際には乗客がローブにつかまって海面を漂うものですが、水温が一桁の海では、確実に一時間以内に低体温症で命を落とすと言われています。事故後、国交省は死亡が確認されました。救命浮器を設置していない場合は、本当に死因は低体温症ではありませんか。

仮に観光船が救命いかだを積んでいたら、誰も死なずに済んだかも思われるを得ません。船舶検査で合格するには、国交省が独自に策定した基準をクリアした桜マーク付きの救命いかだが必要になります。価格は六人乗りで五十万円前後であり、安価な外国製のいかだに比べ、桁が一つ違います。

認定品の救命いかだは非常に高く、認定品ではない安いいかだを積んでいても法的に意味がないため、海水温が低い北の海で事業を行う観光船人の命を救うのに絶対に必要な救命いかだが積まれていなかつたのではないか。お答えください。

我が党の調査により、JCIは、監事を除く三人の常勤理事のうち、理事長と業務担当理事の二名が国交省OB及び現役出向者、社員総数百六十名のうち、検査員百五十五名を除く十三名の社員のうち四名が国交省からの現役出向といふことが判明しました。国交省と結び付きの強い機構に検査を委託することによるなれ合い体質があつたのではないかですか。

本補正予算案にあります原油価格高騰対策についてお尋ねいたします。

既に現時点で三十五円を超える補助金が投入されていますが、一方で、ガソリン税については、当分の間税率として二十五円が課せられています。二十五円の税金を掛けて三十五円以上の補助金を投入しているわけです。当分の間税率はいわゆる租税特別措置であり、今こそ税の簡素化の原則にのつとつて廃止すべきではありませんか。

乗させた上、現場海域に向かわせました。

小型船舶に関する海上保安官の知識についてお尋ねがありました。

海上保安庁の教育機関である広島県呉市の海上保安大学校及び京都府舞鶴市の海上保安学校において、学生は、小型船舶操縦士の資格を取得するため、小型船舶の構造や設備、事故対策などに関する基礎的な知識を習得しております。

日本小型船舶検査機構、JCIの監督や事業者に対する監査についてお尋ねがありました。

一九七四年に小型船舶が検査の対象にされて以降、同年に船舶安全法に基づき設立された機関が検査を実施しております。国土交通省では、これまで、定期的な監査や機関の予算及び検査方法の認可などにより機関の監督を行つてきました。

御指摘の変更申請フォームも含め、携帯電話の検査方法については、国土交通省として機関が内規で定める特例的な検査方法を把握できていなかつたところ、本年五月九日に機関に対し是正を指導し、速やかに改善されました。

機関の検査方法が十分でなかつたことに鑑み、機関の検査方法を国への届出制から認可制へ変更するとともに、機関の実際の検査の現場を国が点検するなど、国による監督強化を進めてまいります。

しかしながら、こうした監査等を行つてもなお体質があるのではないかとのお尋ねがあります。

国土交通省と日本小型船舶検査機関のなれ合いは、国土交通省と日本小型船舶検査機関のなれ合いなど、このようないくつかの問題がござります。

船舶検査につきましては、船舶安全法に基づき、総トン数二十トン以上の船舶については機関が、二十分未満の船舶については機関が、それぞれ分担して検査を行うことにより、我が国の数十万隻に及ぶ船舶の安全確保を図つています。

国土交通省では、機関においても適切な検査が実施されるよう、定期的な監査や予算及び検査方法の認可を行ふなど、機関の管理監督を行つておられます。このため、なれ合いの体質があつたとの御指摘は当たりません。(拍手)

しかししながら、こうした監査等を行つてもなお体質があるのではないかとのお尋ねがあります。

今回の事故が発生したことについて真摯に受け止め、抜き打ち、リモートによる監視強化や運航管理者の資質、要件について裏取り調査による確認など、このようないくつかの問題がござります。

国土交通省と日本小型船舶検査機関のなれ合いなど、このようないくつかの問題がござります。

国土交通省と日本小型船舶検査機関のなれ合いなど、このようないくつかの問題がござります。

成しました。この国連憲章守れの團結を更に広げる外交こそ最も求められているのではありませんか。それは東アジアの平和と安定にも大きく寄与すると考えますが、総理の認識をお示しください。

バイデン米大統領は民主主義対專制主義の闘いと表明し、岸田総理は価値観を共有するG7主導の秩序の回復と繰り返しています。

英國のミリバード元外相は、米CNNの討論番組で、ウクライナ問題は歐州の安全という枠を超えて、世界の秩序をどうするかの問題だと指摘

し、西側は民主対專制という構図を取るべきではないと警告しています。また、シンガポールの元

外務次官キショール・マブバニ氏も、ロシアの侵略反対では非常に大きな国際的的一致があるのに、西側の構図を押し付けてしまえば途上国は付いていけないと批判しています。

総理は、これらの指摘をどう考えますか。日本政府が行うべきは、あれこれの価値観で世界を分断することではなく、中国を含むアジアの国々に

ロシアは国連憲章を守れという共同を広げることではありませんか。

戦争の心配のない東アジアをどう実現するかが問われています。

二十三日に発表された日米首脳共同声明では、日米同盟の強化として、米国の拡大抑止が強調な

ものであり続けることを確保するとしています。

拡大抑止とは、日本の安全保障のためには米国

の核使用を認めるということでしょうか。それは、

広島、長崎の惨禍を再び引き起こすことではありませんか。また、拡大抑止は核軍拡を招くもので

あります。物価高騰への最も有効な政策ではありませんか。

物価高騰への対策として、補正予算案がようやく提出されました。具体的の施策は、実質、ガソリン元売価格の抑制だけです。食用油三九%、生鮮食料品一二%、電気代二一%など、生活に不可欠な品目ほど値上げ幅が大きいのに、これで物価

高への対策になるのでしょうか。

第一にやるべきは、消費税五%への減税とインボイス中止です。

消費税減税は、所得の少ない人ほど効果が大き

く、中小企業・業者ほど税負担の軽減につながります。物価高騰への最も有効な政策ではありませんか。

これを拒否するならば、生活必需品全般に

わたる物価高騰にどのような対策を取るのでしょうか。

暮らしの危機の一方で、大企業は、円安の恩恵等により、軒並み史上最高益となっています。三月期決算では、連結純利益上位三十社のうち二十一社が史上最高益、株主配当も大きく増加しています。読売新聞の世論調査では、政府が優先的に取り組むべき対策として、大企業や富裕層への課税強化など税制の見直しと答えた人は五〇%以上あります。大企業、富裕層に応分の税負担、消費税は減税、これこそが国民が求める公正な税制の在り方ではありませんか。

第一に、本気の賃上げを政治の責任で行うことです。

〔副議長退席、議長着席〕

大企業の空前の利益によって、このままでは、また内部留保が大きく積み増すことになります。我が党が提案した内部留保課税は、アベノミクスで積み増した内部留保に年間二%で五年間課税し、中小企業の賃上げを直接支援するというものです。その際に、内部留保から人件費とグリーン投資に充てた分を控除することも提案しています。課税することで、内部留保積み増しではなく、利益を賃上げに回すというインセンティブになります。

総理は、四百六十六兆円にも達した大企業の内部留保について、どういう認識をお持ちですか。人件費やグリーン投資へと回す仕組みをつくることこそ経済の好循環に寄与すると考えますが、いかがですか。

米国では、政権与党である民主党が、最低賃金時給十五ドル、日本円で千九百五十円への引上げ法案を検討、ドイツでは、十月一日から一四・

八%の引上げで十二ユーロ、一千六百二十円、イギリスでは、四月から六・六%の引上げで九・五ボンド、一千五百二十円の最賃を実施しています。物価高騰への対策として、日本でも最低賃金の大幅引上げを決断すべきではありませんか。

第三に、年金引下げの中止、教育費負担の軽減などにより、家計を直接応援することです。年金引下げの根拠は、コロナ危機による現役世代の賃金の減少です。これが、物価高騰のさなかに来月から年金減額を行う理由になるのでしょうか。二〇一九年の世論調査で、既に公的年金制度が信頼できないが六五%に上っていることを総理はどう思われますか。

食材の高騰は、学校給食に影響を与えます。給食費無償の要求に、政府は地方創生臨時交付金を使えると言いますが、これは一年限りの交付金です。憲法制定後の一九五一年、我が党議員の質問に政府は、教科書、学校用品、学校給食などを無償することが理想と答弁しています。いまだ実現していないことが問題です。無償化に向けて、直ちに給食費負担軽減を全国どこでも実施すべきではありませんか。

第四に、気候危機打開を日本の産業と経済成長の大戦略にすることです。

原油高によってエネルギーの自給率が問われています。純国産エネルギーである再生可能エネルギーを二〇三〇年に五〇%、五〇年に一〇〇%の目標を持ち、実現への戦略を直ちに持つべきではありませんか。

一九八〇年頃まで、日本は、太陽光、風力発電とも世界のトップランナーでした。なぜその技術・製品開発が衰退したのか、政府はどのように分析していますか。石炭火力や原発にしがみつかれられた、日米安全保障条約の下での日本の防衛

に後れを取ることは、日本の経済、産業の発展に大きなマイナスとなることは明らかですが、総理にその認識はありますか。

第五に、ジェンダー平等の視点を経済政策に貫くことです。

我が党は、男女賃金格差の公表を企業に義務付けることを国会質問で繰り返し要求し、政府は実施を表明しました。更に一步進めるために、格差は正の目標を政府が持ち、企業に格差は正の計画策定とその実施を求めることが必要ではないませんか。

以上、総理の答弁を求め、質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣岸田文雄君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣(岸田文雄君) 田村智子議員の御質問にお答えいたします。

国連憲章を守ることを求める外交についてお尋ねがありました。

百四十一か国が賛成したウクライナに対する侵略決議は、国連憲章に違反するロシアのウクライナ侵略を最も強い言葉で遺憾とし、ロシア軍の即時完全無条件の撤退を求めていました。一刻も早くロシアが侵略等をやめるよう、国際社会が結束して毅然と対応し、この決議の実施に至ることが重要であると考えます。

そのため、我が国として、G7を始めとする普遍的価値を共有するパートナーと連携しながら、力による一方的な現状変更の試みに対抗する国際社会の取組を主導してまいりたいと思いま

に対する米国のコミットメントが表明され、私はバイデン大統領との間で、今後も拡大抑止が握るぎなものであり続けることを確保するため、閣僚レベルを含め、日米間で一層緊密な意思疎通を行つていくことで一致をいたしました。

我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、米国の拡大抑止は、我が国の安全保障にとって極めて重要です。そして、我が国を取り巻く安全保障環境など、厳しい現実に対応し、そして、国の安全保障を確保しつつ、同時に、核兵器のない世界という理想に向けて努力をする、このことは決して矛盾するものではないと考えています。

この現実から理想に至るまでのロードマップを示しながら、唯一の同盟国である米国との信頼関係を基礎としつつ、現実的な取組を進めていく考えであります。

防衛費の増額とその財源についてお尋ねがありました。

我が国は、安全保証環境が一層厳しさを増す中で、まず行うべきことは、国民の命や暮らしを守るために何が必要なのか、具体的かつ現実的に議論をし、積み上げていくことです。その結果、防衛力の抜本的強化に当たって必要となるものの裏付けとなる予算をしっかりと確保していく考え方であります。

こうした考え方の下、防衛費の内容、規模等について、新たな安全保障戦略等の策定や、今後の予算編成過程を通じて検討をしてまいります。その際に、防衛費の安定的な確保をする観点から、この財源の在り方についても併せて検討をしてまいりたいと考えます。

東アジアでの平和外交についてお尋ねがあります
した。

自由で開かれたインド太平洋の実現に向け、同盟国、同志国とも連携し、日米豪印の取組等も活用しながら、戦略的に取り組み、地域の平和と繁栄に貢献をしてまいります。

御指摘の東アジア首脳会議については、首脳間で地域共通の課題について率直な対話をを行う重要な機会、会議であると考えております。今後ともしっかりと活用をしてまいりたいと考えます。

物価高騰対策等についてお尋ねがありました。物価高騰等への対策としては、事業規模十三兆円の総合緊急対策において、家計にとって重大な問題であるガソリン価格や小麦価格等の国内価格の上昇を抑制するとともに、低所得の子育て世帯への給付金の支給や、地方自治体による地域的事情に応じたきめ細かな生活困窮者支援を後押しすることとしており、これらを迅速に実行しております。

このように、コロナ禍において物価高騰に直面し、真に困窮する方々に支援を行うこととしており、御指摘の消費税減税を行うことは考えておりません。

また、インボイス制度は、複数税率の下で適正な課税を確保するために必要なものであり、十分な経過措置を設けるとともに、事業者への支援と周知、広報を行つてまいります。その上で、税制実現に向け、総合的に検討をしてまいります。

大企業を中心に、高水準の企業収益を背景として内部留保が増加してきましたが、こうした企業

収益が資金や設備投資に向けられることで、次の成長につなげ、持続可能な経済をつくり上げていくことが重要であると考えています。

このため、賃上げ税制の抜本強化に加え、公的価格の引上げ、中小企業が適正な価格転嫁を行うための環境整備などにより、企業の賃上げを促してまいります。あわせて、最低賃金について、できる限り早期に全国加重平均千円以上となるよう取り組んでいきます。

また、デジタル投資やカーボンニュートラルに向けた投資を促進するため、税制も活用し、企業の積極的な設備投資、促してまいります。

また、内部留保への課税については、二重課税に当たるとの指摘があることなどから、慎重な検討が必要になると考えております。

公的年金制度と給食費負担軽減についてお尋ねがありました。

年金制度への信頼を確保することは重要です。公的年金制度については、将来世代の負担が過重にならないよう、長期的な給付と負担のバランスを確保し、将来にわたって持続可能な仕組みとしており、この仕組みの下で年金を着実に支給してまいります。

学校給食費については、家庭の経済状況が厳しい児童生徒について就学援助等により支援を実施しており、更なる負担軽減については、各自治体において地域の実情に応じて検討いたくものですが、コロナ禍において物価高騰等に直面する子育て世帯を支援するため、地方創生臨時交付金に充て、女性活躍推進法に基づき各企業の取組を加速させ、格差の更なる縮小を目指してまいります。(拍手)

○議長(山東昭子君) これにて質疑は終了いたしました。

再生可能エネルギーについてお尋ねがありました。

制と地域の共生を図りながら最大限導入に取り組むというのが政府の方針です。

他方で、資源が乏しい我が国において、単一の完璧なエネルギー源がない現状では、原子力や火力を含む多様なエネルギー源をバランスよく活用することで、エネルギーの安価で安定的な供給を確保してまいります。

海外市場が急拡大していく中で投資競争に対応できなかつたことが、太陽光や風力発電の競争力低下の要因の一つと考えています。

今後は、再生可能エネルギーを含め、政府が投資の呼び水となる予算や規制改革、ルール整備などの政策を総動員することによって、民間の投資を促すインセンティブを与えるといった工夫により、日本の経済、産業の発展につなげてまいります。

男女間賃金格差についてお尋ねがありました。労働者の男女間賃金格差を解消していくため、早急に女性活躍推進法の制度改正を実施し、労働者三百人を超える事業主に対し、男性の賃金に対する女性の賃金の割合を開示することを義務化し、この夏に施行できるよう準備を進めます。

同法では、企業が管理職割合や平均勤続年数などを、男女間賃金格差の要因に関する状況把握を行い、企業としての目標を定め、行動計画を策定してP.D.C.A.を回す仕組みに既になつておらず、政府としては、男女間賃金格差の開示を義務付けることで、女性活躍推進法に基づき各企業の取組を加速させ、格差の更なる縮小を目指してまいります。(拍手)

○議長(山東昭子君) これにて質疑は終了いたしました。

再生可能エネルギーについてお尋ねがありました。

○議長(山東昭子君) 日程第一 構造改革特別区域法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員長古川俊治さん。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)
〔古川俊治君登壇、拍手〕

○古川俊治君 ただいま議題となりました法律案につきまして、地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図るため、職業能力開発短期大学における高度職業訓練を修了した者の大学への編入学に係る学校教育法の特例措置及び国立大学法人の所有する土地等の貸付けに係る国立大学法人法の特例措置を規定するとともに、構造改革の推進等に関する提案の募集の期限及び構造改革特別区域計画の認定申請の期限の延長等を行おうとするものであります。

委員会におきましては、大学への編入学に係る特例措置に期待される効果、国立大学法人が所有する土地等の貸付手続の在り方、特区制度の実績に対する評価と今後の取組等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党の伊藤委員より反対の旨の意見が述べられましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（山東昭子君） これより採決をいたします。

本案に賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山東昭子君） 過半数と認めます。

よつて、本案は可決されました。（拍手）

○議長（山東昭子君） 日程第三 消費者契約法及び消費者の財産的被害の集團的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

○議長（山東昭子君） これより採決をいたします。

まず、委員長の報告を求めます。消費者問題に

関する特別委員長舟山康江さん。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

官報(号外)

包括的な取消し権を設ける必要性、成年年齢引下げ等を踏まえた消費者被害対策の在り方、デジタル社会の進展に対応した消費者保護に向けた取組、消費者裁判手続特例法に基づく被害回復制度の活用促進等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

○議長（山東昭子君） なお、本法律案に対し附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（山東昭子君） なお、本法律案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

に向けた対策の強化を図るため、温室効果ガスの排出の量の削減等を行う事業活動に対し資金供給の他の支援を行うことを目的とする株式会社脱炭素化支援機構に関し、その設立、機関、業務の範囲等を定める等の措置を講じようとするものであります。

○議長（山東昭子君） 委員会におきましては、参考人から意見を聴取するとともに、脱炭素化支援機構の組織及び業務運営の在り方、地域の脱炭素化に向けた人材の確保及び育成に係る支援策、脱炭素先行地域拡大に向けた取組等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

○議長（山東昭子君） 質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（山東昭子君） なお、本法律案に対し附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（山東昭子君） なお、本法律案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

まず、委員長の報告を求めます。議院運営委員長福岡資麿さん。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔福岡資麿君登壇、拍手〕

○福岡資麿君 ただいま議題となりました法律案につきまして、議院運営委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、地方公共団体情報システム機構及び地方税共同機構の設立に伴い、国立国会図書館への出版物の納入義務に関する規定を整備するとともに、私人がインターネット等を通じて発信する図書又は逐次刊行物に相当するオンライン資料のうち、有償で公衆に利用可能とされ、又は送信されるもの及び技術的制限手段が付されているものについても、国立国会図書館への提供義務を課そうとするものであります。

○議長（山東昭子君） 委員会におきましては、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（山東昭子君） なお、本法律案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山東昭子君） 御異議ないと認めます。

午後六時十八分散会

本法律案は、我が国における脱炭素社会の実現

するとともに、消費者の脆弱性への対応を含めた

本法律案は、参考人から意見を聴取

するとともに、消費者の脆弱性への対応を含めた

本法律案は、参考人から意見を聴取

官報(号外)

出席者は左のとおり。

		議員	副議長	議長	
石井 正弘君	河野 義博君	伊藤 岳君	小川 敏夫君	山東 昭子君	
横山 信一君	秋野 公造君	武田 良介君	岩瀬 友君	西田 実仁君	谷合 正明君
石川 博司君	石川 昌宏君	芳賀 道也君	吉良 よし子君	寺田 剛人君	二之湯 智君
山本 博司君	山本 昌良君	大門 実紀史君	山添 拓君	本田 顕子君	橋本 聖子君
浜田 柳田	浜田 香苗君	紙 智子君	矢田 わか子君	岩本 元榮太一郎君	寺田 吉良よし子君
杉口 久武君	平木 大作君	市田 忠義君	舟山 康江君	和田 政宗君	吉良よし子君
宮崎 勝君	宮崎 弘美君	市田 芳生君	倉林 明子君	青山 繁晴君	吉良よし子君
高橋 光男君	高橋 光男君	上田 清司君	井上 哲士君	元榮太一郎君	吉良よし子君
塩田 博昭君	塩田 三浦君	山下 芳生君	浜野 喜史君	和田 政宗君	吉良よし子君
浜口 誠君	浜口 まみ君	市田 忠義君	小池 喜史君	青山 繁晴君	吉良よし子君
高瀬 伊藤君	高瀬 伊藤君	大塚 耕平君	井上 哲士君	元榮太一郎君	吉良よし子君
熊野 正土君	熊野 正土君	大塚 耕平君	浜野 喜史君	和田 政宗君	吉良よし子君
田村 まみ君	田村 まみ君	市田 忠義君	舟山 康江君	青山 繁晴君	吉良よし子君
山崎 眞之輔君	山崎 眞之輔君	市田 忠義君	倉林 明子君	元榮太一郎君	吉良よし子君
足立 信也君	足立 信也君	市田 忠義君	井上 哲士君	和田 政宗君	吉良よし子君
下野 正夫君	下野 正夫君	市田 忠義君	浜野 喜史君	青山 繁晴君	吉良よし子君
小林 伸夫君	小林 伸夫君	市田 忠義君	倉林 明子君	元榮太一郎君	吉良よし子君
安江 六太君	安江 六太君	市田 忠義君	井上 哲士君	和田 政宗君	吉良よし子君
竹内 真二君	竹内 真二君	市田 忠義君	浜野 喜史君	青山 繁晴君	吉良よし子君
下野 正夫君	下野 正夫君	市田 忠義君	倉林 明子君	元榮太一郎君	吉良よし子君
古賀 房江君	古賀 房江君	市田 忠義君	井上 哲士君	和田 政宗君	吉良よし子君
森屋 宏君	森屋 宏君	市田 忠義君	浜野 喜史君	青山 繁晴君	吉良よし子君
太田 房江君	太田 房江君	市田 忠義君	倉林 明子君	元榮太一郎君	吉良よし子君
中川 雅治君	中川 雅治君	市田 忠義君	井上 哲士君	和田 政宗君	吉良よし子君
上野 通子君	上野 通子君	市田 忠義君	浜野 喜史君	青山 繁晴君	吉良よし子君
三原 じゅん子君	三原 じゅん子君	市田 忠義君	倉林 明子君	元榮太一郎君	吉良よし子君
太田 宏君	太田 宏君	市田 忠義君	井上 哲士君	和田 政宗君	吉良よし子君
森屋 宏君	森屋 宏君	市田 忠義君	浜野 喜史君	青山 繁晴君	吉良よし子君
赤池 誠章君	赤池 誠章君	市田 忠義君	倉林 明子君	元榮太一郎君	吉良よし子君
北村 経夫君	北村 経夫君	市田 忠義君	井上 哲士君	和田 政宗君	吉良よし子君
中田 宏君	中田 宏君	市田 忠義君	浜野 喜史君	青山 繁晴君	吉良よし子君
長谷川 岳君	長谷川 岳君	市田 忠義君	倉林 明子君	元榮太一郎君	吉良よし子君
太田 房江君	太田 房江君	市田 忠義君	井上 哲士君	和田 政宗君	吉良よし子君
中西 祐介君	中西 祐介君	市田 忠義君	浜野 喜史君	青山 繁晴君	吉良よし子君
宇都 敏栄君	宇都 敏栄君	市田 忠義君	倉林 明子君	元榮太一郎君	吉良よし子君
山谷 えり子君	山谷 えり子君	市田 忠義君	井上 哲士君	和田 政宗君	吉良よし子君
松山 隆史君	松山 隆史君	市田 忠義君	浜野 喜史君	青山 繁晴君	吉良よし子君
松山 政司君	松山 政司君	市田 忠義君	倉林 明子君	元榮太一郎君	吉良よし子君
金子原 二郎君	金子原 二郎君	市田 忠義君	井上 哲士君	和田 政宗君	吉良よし子君
平山佐 知子君	平山佐 知子君	市田 忠義君	浜野 喜史君	青山 繁晴君	吉良よし子君
高良 鉄美君	高良 鉄美君	市田 忠義君	倉林 明子君	元榮太一郎君	吉良よし子君
山田 太郎君	山田 太郎君	市田 忠義君	井上 哲士君	和田 政宗君	吉良よし子君
宮島 喜文君	宮島 喜文君	市田 忠義君	浜野 喜史君	青山 繁晴君	吉良よし子君
朝日健 太郎君	朝日健 太郎君	市田 忠義君	倉林 明子君	元榮太一郎君	吉良よし子君
小川 克巳君	小川 克巳君	市田 忠義君	井上 哲士君	和田 政宗君	吉良よし子君
宮本 亮君	宮本 亮君	市田 忠義君	浜野 喜史君	青山 繁晴君	吉良よし子君
堀井 巖君	堀井 巖君	市田 忠義君	倉林 明子君	元榮太一郎君	吉良よし子君
三木 亮君	三木 亮君	市田 忠義君	井上 哲士君	和田 政宗君	吉良よし子君
上月 良祐君	上月 良祐君	市田 忠義君	浜野 喜史君	青山 繁晴君	吉良よし子君
横沢 高徳君	横沢 高徳君	市田 忠義君	倉林 明子君	元榮太一郎君	吉良よし子君
高橋 みづほ君	高橋 みづほ君	市田 忠義君	井上 哲士君	和田 政宗君	吉良よし子君
那谷屋 正義君	那谷屋 正義君	市田 忠義君	浜野 喜史君	青山 繁晴君	吉良よし子君
梅村 みづほ君	梅村 みづほ君	市田 忠義君	倉林 明子君	元榮太一郎君	吉良よし子君
福島 みづほ君	福島 みづほ君	市田 忠義君	井上 哲士君	和田 政宗君	吉良よし子君
森 ゆうこ君	森 ゆうこ君	市田 忠義君	浜野 喜史君	青山 繁晴君	吉良よし子君
川田 龍平君	川田 龍平君	市田 忠義君	倉林 明子君	元榮太一郎君	吉良よし子君
青木 愛君	青木 愛君	市田 忠義君	井上 哲士君	和田 政宗君	吉良よし子君
難波 獎二君	難波 獎二君	市田 忠義君	浜野 喜史君	青山 繁晴君	吉良よし子君
舞立 昇治君	舞立 昇治君	市田 忠義君	倉林 明子君	元榮太一郎君	吉良よし子君
高橋 克法君	高橋 克法君	市田 忠義君	井上 哲士君	和田 政宗君	吉良よし子君
森 真治君	森 真治君	市田 忠義君	浜野 喜史君	青山 繁晴君	吉良よし子君
斎藤 嘉隆君	斎藤 嘉隆君	市田 忠義君	倉林 明子君	元榮太一郎君	吉良よし子君
田名部 匡代君	田名部 匡代君	市田 忠義君	井上 哲士君	和田 政宗君	吉良よし子君
吉田 忠智君	吉田 忠智君	市田 忠義君	浜野 喜史君	青山 繁晴君	吉良よし子君
森本 真治君	森本 真治君	市田 忠義君	倉林 明子君	元榮太一郎君	吉良よし子君
打越 さく良君	打越 さく良君	市田 忠義君	井上 哲士君	和田 政宗君	吉良よし子君
熊谷 裕人君	熊谷 裕人君	市田 忠義君	浜野 喜史君	青山 繁晴君	吉良よし子君
木戸口 英司君	木戸口 英司君	市田 忠義君	倉林 明子君	元榮太一郎君	吉良よし子君
杉尾 秀哉君	杉尾 秀哉君	市田 忠義君	井上 哲士君	和田 政宗君	吉良よし子君
真山 勇一君	真山 勇一君	市田 忠義君	浜野 喜史君	青山 繁晴君	吉良よし子君
野田 国義君	野田 国義君	市田 忠義君	倉林 明子君	元榮太一郎君	吉良よし子君
西田 浩郎君	西田 浩郎君	市田 忠義君	井上 哲士君	和田 政宗君	吉良よし子君
酒井 庸行君	酒井 庸行君	市田 忠義君	浜野 喜史君	青山 繁晴君	吉良よし子君
江島 潔君	江島 潔君	市田 忠義君	倉林 明子君	元榮太一郎君	吉良よし子君
高橋 仁彦君	高橋 仁彦君	市田 忠義君	井上 哲士君	和田 政宗君	吉良よし子君
上月 良祐君	上月 良祐君	市田 忠義君	浜野 喜史君	青山 繁晴君	吉良よし子君
森屋 舞立昇治君	森屋 舞立昇治君	市田 忠義君	倉林 明子君	元榮太一郎君	吉良よし子君
横沢 高徳君	横沢 高徳君	市田 忠義君	井上 哲士君	和田 政宗君	吉良よし子君
高橋 みづほ君	高橋 みづほ君	市田 忠義君	浜野 喜史君	青山 繁晴君	吉良よし子君
那谷屋 正義君	那谷屋 正義君	市田 忠義君	倉林 明子君	元榮太一郎君	吉良よし子君
梅村 みづほ君	梅村 みづほ君	市田 忠義君	井上 哲士君	和田 政宗君	吉良よし子君
福島 みづほ君	福島 みづほ君	市田 忠義君	浜野 喜史君	青山 繁晴君	吉良よし子君
長浜 博行君	長浜 博行君	市田 忠義君	倉林 明子君	元榮太一郎君	吉良よし子君
梅村 みづほ君	梅村 みづほ君	市田 忠義君	井上 哲士君	和田 政宗君	吉良よし子君
高木 かおり君	高木 かおり君	市田 忠義君	浜野 喜史君	青山 繁晴君	吉良よし子君
石井 苗子君	石井 苗子君	市田 忠義君	倉林 明子君	元榮太一郎君	吉良よし子君
梅村 みづほ君	梅村 みづほ君	市田 忠義君	井上 哲士君	和田 政宗君	吉良よし子君
福島 みづほ君	福島 みづほ君	市田 忠義君	浜野 喜史君	青山 繁晴君	吉良よし子君
森 ゆうこ君	森 ゆうこ君	市田 忠義君	倉林 明子君	元榮太一郎君	吉良よし子君
川田 龍平君	川田 龍平君	市田 忠義君	井上 哲士君	和田 政宗君	吉良よし子君
青木 愛君	青木 愛君	市田 忠義君	浜野 喜史君	青山 繁晴君	吉良よし子君
難波 獎二君	難波 獎二君	市田 忠義君	倉林 明子君	元榮太一郎君	吉良よし子君
舞立 昇治君	舞立 昇治君	市田 忠義君	井上 哲士君	和田 政宗君	吉良よし子君
高橋 仁彦君	高橋 仁彦君	市田 忠義君	浜野 喜史君	青山 繁晴君	吉良よし子君
森 真治君	森 真治君	市田 忠義君	倉林 明子君	元榮太一郎君	吉良よし子君
斎藤 嘉隆君	斎藤 嘉隆君	市田 忠義君	井上 哲士君	和田 政宗君	吉良よし子君
田名部 匡代君	田名部 匡代君	市田 忠義君	浜野 喜史君	青山 繁晴君	吉良よし子君
吉田 忠智君	吉田 忠智君	市田 忠義君	倉林 明子君	元榮太一郎君	吉良よし子君
森本 真治君	森本 真治君	市田 忠義君	井上 哲士君	和田 政宗君	吉良よし子君
打越 さく良君	打越 さく良君	市田 忠義君	浜野 喜史君	青山 繁晴君	吉良よし子君
熊谷 裕人君	熊谷 裕人君	市田 忠義君	倉林 明子君	元榮太一郎君	吉良よし子君
木戸口 英司君	木戸口 英司君	市田 忠義君	井上 哲士君	和田 政宗君	吉良よし子君
杉尾 秀哉君	杉尾 秀哉君	市田 忠義君	浜野 喜史君	青山 繁晴君	吉良よし子君
真山 勇一君	真山 勇一君	市田 忠義君	倉林 明子君	元榮太一郎君	吉良よし子君
野田 国義君	野田 国義君	市田 忠義君	井上 哲士君	和田 政宗君	吉良よし子君
西田 浩郎君	西田 浩郎君	市田 忠義君	浜野 喜史君	青山 繁晴君	吉良よし子君
酒井 庸行君	酒井 庸行君	市田 忠義君	倉林 明子君	元榮太一郎君	吉良よし子君
江島 潔君	江島 潔君	市田 忠義君	井上 哲士君	和田 政宗君	吉良よし子君
高橋 仁彦君	高橋 仁彦君	市田 忠義君	浜野 喜史君	青山 繁晴君	吉良よし子君
森 真治君	森 真治君	市田 忠義君	倉林 明子君	元榮太一郎君	吉良よし子君
斎藤 嘉隆君	斎藤 嘉隆君	市田 忠義君	井上 哲士君	和田 政宗君	吉良よし子君
田名部 匡代君	田名部 匡代君	市田 忠義君	浜野 喜史君	青山 繁晴君	吉良よし子君
吉田 忠智君	吉田 忠智君	市田 忠義君	倉林 明子君	元榮太一郎君	吉良よし子君
森本 真治君	森本 真治君	市田 忠義君	井上 哲士君	和田 政宗君	吉良よし子君
打越 さく良君	打越 さく良君	市田 忠義君	浜野 喜史君	青山 繁晴君	吉良よし子君
熊谷 裕人君	熊谷 裕人君	市田 忠義君	倉林 明子君	元榮太一郎君	吉良よし子君
木戸口 英司君	木戸口 英司君	市田 忠義君	井上 哲士君	和田 政宗君	吉良よし子君
杉尾 秀哉君	杉尾 秀哉君	市田 忠義君	浜野 喜史君	青山 繁晴君	吉良よし子君
真山 勇一君	真山 勇一君	市田 忠義君	倉林 明子君	元榮太一郎君	吉良よし子君
野田 国義君	野田 国義君	市田 忠義君	井上 哲士君	和田 政宗君	吉良よし子君
西田 浩郎君	西田 浩郎君	市田 忠義君	浜野 喜史君	青山 繁晴君	吉良よし子君
酒井 庸行君	酒井 庸行君	市田 忠義君	倉林 明子君	元榮太一郎君	吉良よし子君
江島 潔君	江島 潔君	市田 忠義君	井上 哲士君	和田 政宗君	吉良よし子君
高橋 仁彦君	高橋 仁彦君	市田 忠義君	浜野 喜史君	青山 繁晴君	吉良よし子君
森 真治君	森 真治君	市田 忠義君	倉林 明子君	元榮太一郎君	吉良よし子君
斎藤 嘉隆君	斎藤 嘉隆君	市田 忠義君	井上 哲士君	和田 政宗君	吉良よし子君
田名部 匡代君	田名部 匡代君	市田 忠義君	浜野 喜史君	青山 繁晴君	吉良よし子君
吉田 忠智君	吉田 忠智君	市田 忠義君	倉林 明子君	元榮太一郎君	吉良よし子君
森本 真治君	森本 真治君	市田 忠義君	井上 哲士君	和田 政宗君	吉良よし子君
打越 さく良君	打越 さく良君	市田 忠義君	浜野 喜史君	青山 繁晴君	吉良よし子君
熊谷 裕人君	熊谷 裕人君	市田 忠義君	倉林 明子君	元榮太一郎君	吉良よし子君
木戸口 英司君	木戸口 英司君	市田 忠義君	井上 哲士君	和田 政宗君	吉良よし子君
杉尾 秀哉君	杉尾 秀哉君	市田 忠義君	浜野 喜史君	青山 繁晴君	吉良よし子君
真山 勇一君	真山 勇一君	市田 忠義君	倉林 明子君	元榮太一郎君	吉良よし子君
野田 国義君	野田 国義君	市田 忠義君	井上 哲士君	和田 政宗君	吉良よし子君
西田 浩郎君	西田 浩郎君	市田 忠義君	浜野 喜史君	青山 繁晴君	吉良よし子君
酒井 庸行君	酒井 庸行君	市田 忠義君	倉林 明子君	元榮太一郎君	吉良よし子君
江島 潔君	江島 潔君	市田 忠義君	井上 哲士君	和田 政宗君	吉良よし子君
高橋 仁彦君	高橋 仁彦君	市田 忠義君	浜野 喜史君	青山 繁晴君	吉良よし子君
森 真治君	森 真治君	市田 忠義君	倉林 明子君	元榮太一郎君	吉良よし子君
斎藤 嘉隆君	斎藤 嘉隆君	市田 忠義君	井上 哲士君	和田 政宗君	吉良よし子君
田名部 匡代君	田名部 匡代君	市田 忠義君	浜野 喜史君	青山 繁晴君	吉良よし子君
吉田 忠智君	吉田 忠智君	市田 忠義君	倉林 明子君	元榮太一郎君	吉良よし子君
森本 真治君	森本 真治君	市田 忠義君	井上 哲士君	和	

構造改革特別区域法の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

**構造改革特別区域法の一部を改正する法律
構造改革特別区域法(平成十四年法律第二百八十九号)の一部を次のように改正する。**

地方創生及びデジタル社会の形成等に関
古川俊治

第二条第三項中「第十三条、第十五条」を「から第十五条まで」と、「第三十三條」を「第三十四

參議院議長 山東 昭子跋

要領書

第一回を以て此書は終る

委員会の決定の理由

本法律案は、経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図るため、内閣総理大

の期限及び内閣総理大臣に対する構造改革特別

区域計画の認定申請の期限を延長する」とともに、職業能力開発短期大学校における高度職業

訓練を修了した者の大学への編入学に係る学校

土地等の貸付けに係る国立大学法人法の特例措

置の追加等をいたしましたので、お一
むね妥当な措置と認めます。

費用

1000

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し

よつて国会法第八十三条により送付する。

令和四年三月十七日

參議院議長 山東 昭子殿

ところにより、当該大学に編入学することができる。

2 前項の認定に係る同項に規定する職業能力開発短期大学校は、文部科学省令で定めるところにより、当該職業能力開発短期大学校における特定高度職業訓練の実施状況について評価を行い、その結果に基づき当該特定高度職業訓練の内容その他の当該特定高度職業訓練に関する事項の改善を図るために必要な措置を講ずることにより、当該特定高度職業訓練の水準の向上に努めなければならない。

第三十六条を削る。

第三十五条中「別表第二十五号」を「別表第二十六号」第三十四条の規定により読み替えて適用する第三十四条の二と、同法第三十四条の二中六号に改め、第四章中同条を第三十六条とする。

第三十四条中「別表第二十四号」を「別表第二十五号」に改め、同条を第三十五条とする。

第三十三条の次に次の二条を加える。

(国立大学法人の特例)

第三十四条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、国立大学法人(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下この条及び別表第二十四号において同じ。)がその所有に属する土地等(同法第三十四条の二に規定する土地等をいう。以下この条及び同号において同じ。)を当該土地等において革新的な研究開発、研究開発の成果を活用した新たな事業の創出又は研究開発の成果を活用した施設の整備を行おうとする者に円滑かつ迅速に貸し付けることが、当該構造改革特別区域におけるイノベーションの創出(科学技術・イノベーション基本法(平成七年法律第百三十号)第二条第一項に規定するイノベーションの創出をいう。)に資するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、

内容その他の当該特定高度職業訓練に関する事項の改善を図るために必要な措置を講ずることにより、当該特定高度職業訓練の水準の向上に努めなければならない。

当該認定に係る国立大学法人による土地等の貸付けに係る国立大学法人法第十一条第八項、第三十四条の二、第三十六条及び第四十条第一項の規定の適用については、同法第十二条第八項中「この法律」とあるのは「この法律若しくは構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第三十四条の規定により読み替えて適用する第三十四条の二」と、同法第三十四条の二中二号中「第三十四条の二若しくは」とあるのは「あらかじめ、文部科学大臣に届け出て」と、「ものを」とあるのは「ものを構造改革特別区域法第十四条に規定する者」と、同法第三十六条第一号中「第三十四条の二若しくは」とあるのは「若しくは」と、同法第四十条第一項第二号中「この法律」とあるのは「この法律若しくは構造改革特別区域法第三十四条の規定により読み替えて適用する第三十四条の二」と、同法第四十二条中「第八項」とあるのは「第八項(構造改革特別区域法第三十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とする。

この法律若しくは構造改革特別区域法第三十四条の規定により読み替えて適用する第三十四条の二と、同法第四十二条中「第八項」とあるのは「第八項(構造改革特別区域法第三十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とする。

別表第二十五号中「第三十五条」を「第三十六条」と改め、同号を同表第二十六号とし、同表第二十四条中「第三十四条」を「第三十五条」に改め、同号を同表第二十五号とし、同表第二十三号の次に次のよう

に加える。

四 職業能力開発短期大学校の修了者の大学編入学事業 第十四条

二十四	国立大学法人による土地等貸付事業	第三十四条
附 則		
(施行期日)		
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条及び第四条の改正規定は、公布の日から施行する。		
(総合特別区域法の一部改正)		
第二条 総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一条)の一部を次のように改正する。		
第十四条の二第四項及び第三十七条の二第四項中「第四十七条」を「第四十八条」に改める。		
(復興庁設置法の一部改正)		
第三条 復興庁設置法(平成二十三年法律第二百二十五条)の一部を次のように改正する。		
附則第三条第一項の表構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)の項中「第四十八条」を「第四十九条」に改める。		
(国家戦略特別区域法の一部改正)		
第四条 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。		
第十条第二項中「第三十四条」を「第三十五条」とする。		
第五項中「第四十七条」を「第四十八条」に改める。		
別表第四号を次のように改める。		

別表第四号を次のように改める。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講るべきである。

一 法改正後直ちに、諸外国における法整備の動向を踏まえ、消費者契約法が消費者契約全般に適用される包括的な民事ルールであることの意義や同法の消費者法令における役割を多角的な見地から整理し直した上で、判断力の低下等の個々の消費者の多様な事情に応じて消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができる制度の創設、損害賠償請求の導入、契約締結時以外への適用場面の拡大等既存の枠組みに捉われない抜本的かつ網羅的なルール設定の在り方について検討を開始し、必要な措置を講すること。

二 一の検討の際には、超高齢社会が進展し高齢者の消費者保護の重要性が高まっていることや、成年年齢の引下げ後ににおける若年者の消費者被害の状況等を踏まえ、悪質商法による被害を実効的に予防・救済するとの観点を十分に踏まえること。

三 一の検討の際には、消費者が合理的な判断をすることができない事情を不当に利用して、事業者が消費者を勧誘し契約を締結させた場合における消費者の取消権（いわゆるつけ込み型不当勧誘取消権）の創設について検討するとともに、平均的な損害の額に係る立証責任の転換を含め、消費者契約に関する検討会の報告書において将来の検討課題とされた事項等について引き続き検討すること。

四 消費者契約法第四条第三項第三号については、同項第一号及び第二号の従前の解釈を狭めるものではないことを周知すること。また、同項第四号に関し、内閣府令で相談を行う方法を

定めるに当たっては、特定の相談方法が除外されることがないように網羅的に規定すること。

五 消費者契約法第九条第二項の算定根拠の概要の説明については、請求されている損害賠償又は違約金が平均的な損害の額を超えているか否かについて消費者が理解し得るような説明を事業者がすべきことを周知すること。

六 消費者契約法第十二条の三から第十二条の五までに關し、内閣府令で要請の方法を定めるに当たっては、適格消費者団体が過度の負担を負うことのないようにすること。

七 集団的消費者被害回復制度における共通義務確認訴訟の対象範囲の拡大及び和解の柔軟化並びに簡易確定手続の対象消費者への通知方法の見直し等について、十分な周知を行うとともに、政省令等を検討するに当たっては、改正の趣旨を踏まえたものとすること。

八 差止請求制度及び集団的消費者被害回復制度が実効的な制度として機能するよう、新たに創設される消費者団体訴訟等支援法人に対し、充実した業務を実施するための支援を行うとともに、適格消費者団体及び特定適格消費者団体に対する財政面を含めた支援の充実及びPIO-NETに係る情報の開示の範囲の更なる拡大の検討を行うこと。

九 裁判手続のIT化及びオンラインでの紛争解決（ODR）推進の議論を踏まえて、簡易確定手続における特定適格消費者団体と対象消費者の間の手続のIT化に当たって、必要な支援にかかる検討を行い、必要な措置を講ずること。

十 消費者裁判手続特例法等に関する検討会の報告書において、提言がなされたが改正事項とはならないかった「公告に要する費用の一定額を事業者が負担すること」、同報告書で将来的な検

討課題とされた「特定適格消費者団体が事業者以外の第三者から対象消費者に関する情報を取得すること」及び「財産に関する情報を含む事業者の情報の開示手続を新設し、同手続を含む事業者情報について行政機関や事業者以外の第三者から取得すること」について、改正法の運用を踏まえ必要な検討を行うこと。

十一 より効率的に集団的な被害回復を図る制度として、オプトアウト方式等の事業者に不当な収益を残さないための有効な手段の導入について、改正法の運用を踏まえ必要な検討を行うこと。

十二 惡質商法による被害に遭った消費者の被害回復には、集団的消費者被害回復制度のみでは不十分であることから、特定適格消費者団体又は行政庁による破産申立て及び行政庁が加害者の財産を保全し違法収益をはく奪する制度などを含め、改正法の運用を踏まえ必要な検討を行うこと。

十三 具体的な消費者団体訴訟事案に關し、適格消費者団体等の活動状況や消費者団体訴訟の訴訟結果を一覧できる仕組みの構築等を通じて、消費者が安心して案件を確認し、訴訟に参加できること。

十四 全国どこに住んでいても質の高い消費者行政サービスを受けることができる地域体制を整備することが重要であり、そのためには全国各地の消費生活センター及び消費生活相談員の活動支援に努めることが不可欠であることから、その実現に向けて地方公共団体に対する更なる支援に努めること。その他、地方消費者行政の体制の充実・強化のため、恒久的な財政支援策を検討するとともに、既存の財政支援の維持・拡充、消費者行政担当者及び消費生活相談員に

対する研修の充実、消費生活相談員の待遇改善等による人材の確保、若年者が利用しやすくなるようSNSを活用した消費生活相談窓口の充実に向けた支援措置、地方公共団体の執行体制強化につながる支援措置、消費者安全確保地域協議会の設置の促進等の適切な施策を実施すること。

右決議する。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。
令和四年四月二十一日
衆議院議長 細田 博之

参議院議長 山東 昭子殿

的に」に改め、同項に次の二号を加える。

三 民法(明治二十九年法律第八十九号)第五百四十八条の二第一項に規定する定型取引

合意に該当する消費者契約の締結について

勧誘をするに際しては、消費者が同項に規定する定型約款の内容を容易に知り得る状態に置く措置を講じているときを除き、消費者が同法第五百四十八条の三第一項に規定する請求を行うために必要な情報を提供すること。

四 消費者の求めに応じて、消費者契約により定められた当該消費者が有する解除権の行使に関する必要な情報を提供すること。

四 消費者の求めに応じて、消費者契約による定められた当該消費者が有する解除権の行使に関する必要な情報を提供すること。

第四条第三項第八号を同項第十号とし、同項

第七号中「又は一部」を「若しくは一部」に、「そ

の実施」を「又は当該消費者契約の目的物の現状

を変更し、その実施又は変更」に改め、同号を

同項第九号とし、同項中第六号を第八号とし、

第三号から第五号までを二号ずつ繰り下げ、第

二号の次に次の二号を加える。

三 当該消費者に対し、当該消費者契約の締

結について勧誘することを告げずに、当

該消費者が任意に退去することが困難な場

所であることを知りながら、当該消費者を

その場所に同行し、その場所において当該

消費者契約の締結について勧誘をするこ

と。

四 当該消費者が当該消費者契約の締結について勧誘を受けている場所において、当該消費者が当該消費者契約を締結するか否か

について相談を行うために電話その他の内

閣府令で定める方法によって当該事業者以

外の者と連絡する旨の意思を示したものか

かわらず、威迫する言動を交えて、当該消

費者が当該方法によつて連絡することを妨げること。

第六条中〔明治二十九年法律第八十九号〕を削る。

第八条第二項中「同項」を「前項」に改め、同条

に次の二項を加える。

3 事業者の債務不履行(当該事業者、その代

表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものを除く。)又は消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事

業者の不法行為(当該事業者、その代表者又

はその使用する者の故意又は重大な過失によるものを除く。)により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する消費者契約の

条項であつて、当該条項において事業者、その

代表者又はその使用する者の重大な過失を除く過失による行為にのみ適用されることを

明らかにしていないものは、無効とする。

第九条の見出し中「無効」を「無効等」に改め、同条に次の二項を加える。

2 事業者は、消費者に対し、消費者契約の解

除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金

を定める条項に基づき損害賠償又は違約金の

支払を請求する場合において、当該消費者か

ら説明を求められたときは、損害賠償の額の

予定又は違約金の算定の根拠(第十二条の四

において「算定根拠」という。)の概要を説明す

るよう努めなければならない。

第三章第一節の節名を次のように改める。

第一節 差止請求権等

第十二条第一項中「以下」の下に「この項及び

第三項」の下に「及び第十二条の三第三

条第三項中「次項」の下に「及び第十二条の三第三

条」を加える。

2 事業者は、前項の算定根拠に営業秘密(不

正競争防止法(平成五年法律第四十七号)第二条第六項に規定する営業秘密をいう。)が含まれる場合その他の正当な理由がある場合を除き、前項の規定による要請に応じるよう努めなければならない。

(差止請求に係る講じた措置の開示要請)

第十二条の三 適格消費者団体は、事業者又はその代理人が、消費者契約を締結するに際し、不特定かつ多数の消費者との間で第八条から第十条までに規定する消費者契約の条項を含む消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがあると疑うに足りる相当の理由があるときは、内閣府

を含む消費者契約を履行するためには、その事業者又はその代理人に對し、その理由を示して、当該条項を開示するよう要請することができる。

ただし、当該事業者又はその代理人が、当該条項を含む消費者契約の条項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しているときは、この限りでない。

2 事業者は、前項の規定による要請に応じるよう努めなければならない。

第十三条第一項中「提供」を「収集及び提供」に改め、同条第三項中「すべて」を「全て」に改め、同条第五項各号列記以外の部分中「次の」の下に「各号の」を加え、同項第一号中「消費者の財産的被害の集團的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」を「消費者の財産的被害等の集團的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」に改め、同項第二号中「第八十六条第二項各号」を「第九十二条第二項各号」に改め、同項第三号中「(以下この号において「暴力團員」という。)又はを「又は同号に規定する」に改め、同項第六号中「次の」の下に「イからハまでの」を加え、同号口の中「第八十六条第二項各号」を「第九十二条第二項各号」に改める。

2 事業者は、内閣府令で定めるところにより、当該条項を定める事業者に対し、その理由を示して、当該条項に係る算定根拠を説明するよう要請することができる。

第十四条第二項第八号中「収支計算書」を

「又は次のイ若しくはロに掲げる法人の区分に

応じ、当該イ若しくはロに定める書類(第三十

一条第一項において「財産目録等」という。)に

改め、同号に次のように加える。

イ 特定非営利活動促進法第二条第一項に規定する特定非営利活動法人 同法第二条第一項に規定する特定非営利活動促進法第二条第一項に規定する活動計算書

口 一般社団法人又は一般財團法人 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四百八号)第二百二十三条规定(同法第二百九十九条において準用する場合を含む)に規定する損益計算書(公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四百九十九号)第五条に規定する公益認定を受けている場合にあっては、内閣府令で定める書類)

第十八条中「記載した届出書」を削り、「提出しなければ」を「届け出なければ」に改める。

第十九条第三項中「と合併」の下に「(適格消費者団体である法人が存続するものを除く。以下この条及び第二十二条第二号において同じ。)」を加え、同条第四項中「(適格消費者団体は)」を「(適格消費者団体である法人及び適格消費者団体でない法人は、共同して)」に改める。

第二十条第四項中「(適格消費者団体は)」を「(適格消費者団体である法人及び適格消費者団体でない法人は、共同して)」に改める。

第三十一条第一項中「財産目録、貸借対照表、収支計算書」を「財産目録等」に、「以下」を「次項第五号及び第五十三条第六号において」に改め、同条第二項を削り、同条第三項第八号を削り、同項を同条第二項とし、同条中第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、同条第六項中「第三項第三号」を「第二項第三号」に改め、「及び第八号」を削り、同項を同条第五項とす

第三十四条第一項中「次の」の下に「各号」を
加え、同条第三項中「第八十六条第二項各号」を
「第九十二条第二項各号」に改める。

第三十五条第一項中「第八十六条第二項各号」
を「第九十二条第二項各号」に改め、同条第四項
中「次の」の下に「各号」を加え、同項第一号中
「第八十六条第二項各号」を「第九十二条第二項
各号」に改め、同条第五項中「次の」の下に「各号
の」を加える。

第五十条を次のように改める。

第五十条 偽りその他不正の手段により第十三
条第一項の認定、第十七条第一項の有効期間
の更新又は第十九条第三項若しくは第二十条
第三項の認可を受けたときは、当該違反行為
をした者は、百万円以下の罰金に処する。

2 第二十五条の規定に違反して、差止請求関
係業務に関する知り得た秘密を漏らした者
は、百万円以下の罰金に処する。

第五十一条中「次の」の下に「各号」を加え、
「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」
に改め、同条第一号中「者」を「とき」に改め、
同条第一号中「した者」を「したとき」に改め、
同条第三号及び第四号中「者」を「とき」に改め
る。

、第五十二条第一項中「前三条」を「第四十九
条、第五十条第一項又は前条」に改める。

第五十三条中「次の」の下に「各号」を加え、
同条第七号を削り、同条第八号中「第三十一条
第三項」を「第三十二条第二項」に改め、同号を
同条第七号とし、同条第九号中「第三十二条第
五項」を「第三十二条第四項」に、「同条第四項各
号」を「同条第三項各号」に改め、同号を同条第

章 罰則(第九十四条—第一百条)を
第三節 雜 第六章 第二節

消費者団体訴訟等支援法人
支援業務等第百七条・第百八条
監督(第二百九条—第二百三十三条)
則(第二百四十四条—第二百五十五条)
則(第二百十六条—第二百二十二条)

八条—第六百六条)

に改める。

第一項中「財産的被害等」を「財産的被害等(財
産的被害及び精神上の苦痛を受けたことによる
損害をいう。以下同じ。)」に、「財産的被
害等」を「財産的被害等等」に改める。

第二項第四号中「財産的被害」を「財産的被害
等」に改め、「事業者」の下に「事業者に代わつ
て事業を監督する者(次条第一項第五号口及び
第三項第二号口において「事業監督者」という。)
又は事業者の被用者(以下「事業者等」と総称す
る。)」を加え、同条第五号中「事業者」を「事業者
等」に改め、同条第七号中「対する」の下に「第三
十三条第一項に規定する」を加え、「をし、そ
の」を「をし、第四十六条第一項に規定する」
に、「により、その」を「により、同項に規定す
る」に改め、「対象債権」の下に「及び第十一條第
二項に規定する和解金債権(以下「対象債権等」
といふ。)」を加え、同条第八号中「対象債権」を
「対象債権等」に改め、同条第九号口中「対象債
権に」を「対象債権等に」に、「第六十一条第一項
第三号」を「第六十六条第一項第三号」に、「第六
十二条第一項第一号」を「第六十六条第一項第一
号」に改め、同条第十号中「第六十五条」を「第七

十一條に改める。

第三条第一項中「消費着契約」を「消費着契約」に、「次に」を「第一号から第四号までに掲げる請求及び第五号イからハまでに掲げる者が消費者に対し負う金銭の支払義務であつて消費者契約に関する同号に」に改め、同項第四号中「限る」を「限り、次号(イに係る部分に限る)に掲げるものを除く」に改め、同項に次の一号を加える。

五 事業者の被用者が消費着契約に関する業務の執行について第三者に損害を加えたことを理由とする当該イからハまでに掲げる

者に対する当該イからハまでに定める請求イ事業者当該被用者の選任及びその事業の監督について故意又は重大な過失により相当の注意を怠つたものに限る。第

三項第三号において同じ。」民法第七百十五条规定による損害賠償の請求

口 事業者の監督者(当該被用者の選任及びその事業の監督について故意又は重大な過失により相当の注意を怠つたものに限る。第

三項第三号において同じ)民法第七百十五条规定による損害賠償の請求

ハ 被用者第三者に損害を加えたことに限る。第三条第二項中「及び第四号」を「から第五号までに改め、同項第六号を次のように改める。

六 精神上の苦痛を受けたことによる損害求(民法の規定によるものに限る。)第三条第二項中「及び第四号」を「から第五号までに改め、同項第六号を次のように改める。(その額の算定の基礎となる主要な事実関

係が相当多数の消費者について共通するものであり、かつ、次のイ又はロのいずれかに該当するものを除く。)

イ 共通義務確認の訴えにおいて一の訴えにより、前項各号に掲げる請求(同項第三号から第五号までに掲げる請求にあつては、精神上の苦痛を受けたことによる損害に係る請求を含まないものに限る。以下このイにおいて「財産的請求」といふ。)と併せて請求されるものであつて、財産的請求と共通する事実上の原因に基づくもの

口 事業者の故意によって生じたもの 第三条第三項に次の一号を加える。

二 第一条第五号に掲げる請求 次に掲げる者イ 消費着契約の相手方である事業者若しくはその債務の履行をする事業者又は消費者契約の締結について勧誘をし、当該勧誘をさせ、若しくは当該勧誘を助長する事業者であつて、当該事業者の消費者契約に関する業務の執行について第三者に損害を加えた被用者を使用するもの口 イに掲げる事業者の事業監督者ハ イに掲げる事業者の被用者であつて、当該事業者の消費着契約に関する業務の執行について第三者に損害を加えたことを理由とする当該イからハまでに定める請求

ハ 被用者第三者に損害を加えたことに限る。第三条第三号ハにおいて同じ。)不法行為に基づく損害賠償の請求(民法の規定によるものに限る。)第三条第二項中「及び第四号」を「から第五号までに改め、同項第六号を次のように改める。六 精神上の苦痛を受けたことによる損害求(民法の規定によるものに限る。)第三条第二項中「第三十条第二項第一号」を「第三十

第八条の次に次の二条を加える。

(保全開示命令等)

第九条 共通義務確認訴訟が係属する裁判所は、次に掲げる事由につき疎明があつた場合

には、当該共通義務確認訴訟の当事者である特定適格消費者団体の申立てにより、決定で、当該共通義務確認訴訟の当事者である事業者等に対して、第三十一条第一項の規定により事業者等が特定適格消費者団体に開示しなければならない同項に規定する文書について、同条第二項に規定する方法により開示することを命ずることができる。

一 第二条第四号に規定する義務が存する二 当該文書について、あらかじめ開示がされなければその開示が困難となる事情があること。

一 第二条第四号に規定する義務が存する二 当該文書について、あらかじめ開示がされなければならない同項に規定する文書について、同条第二項に規定する方法により開示することを命ずることができる。

一 第二条第四号に規定する義務が存する二 当該文書について、あらかじめ開示がされなければならない同項に規定する文書について、同条第二項に規定する方法により開示することを命ずることができる。

二 前項の規定による命令(以下この条において「保全開示命令」という。)の申立ては、文書の表示を明らかにしてしなければならない。

三 裁判所は、保全開示命令の申立てについて決定をする場合には、事業者等を審尋しなければならない。

四 保全開示命令の申立てについての決定に対しては、即時抗告ができる。

五 保全開示命令は、執行力を有しない。

六 事業者等が正当な理由なく保全開示命令に従わないときは、裁判所は、決定で、三十万円以下の過料に処する。

七 前項の決定に對しては、即時抗告をすることができる。

八 ハイに掲げる事業者の事業監督者

九 第一百十条第二項の規定に違反して、書類を備え置かなかつた者は記録をした者は記録をした者

十 第一百十一条第二項の規定に違反して、書類を提出せず、又は書類に虚偽の記載若しくは記録をして提出した者は記録をして提出した者

十一 第一百十一条第二項の規定に違反して、書類を提出せず、又は書類に虚偽の記載若しくは記録をして提出した者は記録をして提出した者

十二 第一百十一条第二項の規定に違反して、書類を提出せず、又は書類に虚偽の記載若しくは記録をして提出した者は記録をして提出した者

十三 第一百十一条第二項の規定に違反して、書類を提出せず、又は書類に虚偽の記載若しくは記録をして提出した者は記録をして提出した者

十七条第四項に改め、同条第二号中「第五十三条第五項」を「第五十七条第五項」に改め、同条

二項又は「第六十八条第二項」を「第七十四条第二項」に改め、同条第四号中「第七十条、第七十二条第二項若しくは第七項又は第七三号から第五号までに掲げる請求(同項第三号から第五号までに掲げる請求にあつては、精神上の苦痛を受けたことによる損害に係る請求を含まないものに限る。以下このイにおいて「財産的請求」といふ。)と併せて請求されるものであつて、財産的請求と共通する事実上の原因に基づくもの

二項又は「第六十八条第二項若しくは第七項又は第七三号から第五号までに掲げる請求(同項第三号から第五号までに掲げる請求にあつては、精神上の苦痛を受けたことによる損害に係る請求を含まないものに限る。以下このイにおいて「財産的請求」といふ。)と併せて請求されるものであつて、財産的請求と共通する事実上の原因に基づくもの

消費者契約法及び消費者の財産的被害の集團的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律案

「公告」に改め、同条第二号中「第二十六条第一

第一項前段若しくは第二十七条第一項」を「公
告」を「通知」に改め、同条を第一百一十一条とす
る。

第九十八条第一号中「第十四条」を「第十五条」に改め、同条第二号中「第三十三条第一項」を「第三十六条第一項」に改め、同条第三号中「第三

三十三條第一項を**「第三十六條第二項」**に改め、同条を第百二十条とする。

第九十七条第一項中「第九十四条 第九十五条
条第一項」を「第一百六十六条、第一百七十七条第一項」
に改り、同条第七項を「一百一十九条第二項」

は改め 同条を第百十九条とする

「第七十二条第一項」に、「第六十九条第六項、第七十二条第六項及び第七十三条第六項を「第

七十五条第七項、第七十七条第六項及び第七十

八条第六項】に、「の申請書又は第六十六条第二項各号」を「若しくは第九十九条第一項(第一百三

条第六項及び第一百四条第六項において準用する場合三者か。の申請又は第十二二三第二項に

場合を含む)の申請書又は第七十二条第二項各号に、「に掲げる」を「若しくは第九十九条第二

項各号(第一百三条第六項及び第一百四条第六項において準用する場合を含む)。こ掲げる一項に

め、同条第二号中「第六十八条第三項」を「第七

十四条第三項】に改め、同条に次の三号を加え
る。

三 第百一条第三項の規定に違反して、消費者による返品又は交換を認めず、又はその旨を明示せしら

者団体譯訳等支援法人であると譯訳される
おそれのある文字をその名称中に用い、又
は二つ(英語二箇)、消費者日本(公等支援

四 第百九条の規定に違反して、帳簿書類の
はその業務に關し 消費者団体調査等機関
法人であると誤認されるおそれのある表示
をしたとき。

第四章 消費者団体訴訟等支援法人

第一節 消費者団体訴訟等支援法人の認定等

四 支援業務を適正に遂行するに足りる經理的基礎を有すること。

五 支援業務以外の業務を行うことによって支援業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。

前項の規定による認定(以下この章及び第一百七十七条第一項において「支援認定」という。)を受けた特定非営利活動法人又は一般社団法人人若しくは一般財團法人(以下「消費者団体訴訟等支援法人」という。)は、次に掲げる業務を行ふものとする。

四 支援業務を適正に遂行するに足りる経理的基礎を有すること。

の実施に関する金銭その他の財産の管理の方法その他の支援業務を適正に遂行するための体制及び業務規程が適切に整備されてゐること。

一 適格消費者団体又は特定適格消費者団体を支援する活動を行うことを主たる目的とし、現にその活動を相当期間にわたり継続して適正に行つていると認められること。

二 消費者の財産的被害等の防止及び救済に資するための啓発活動及び広報活動の実績が相当程度あること。

三 支援業務の実施に係る組織、支援業務の

第九十八条 内閣総理大臣は、特定非営利活動法人又は一般社団法人若しくは一般財團法人であつて、次に掲げる要件に該当すると認められるもの（適格消費者団体である法人を除く。）を、その申請により、次項に規定する業務（以下この章及び第百十七条第二項第二号において「支援業務」という。）を行う者として認定することができる。

(消費者団体訴訟等支援法人の認定)

第一項第三号の業務規程には、支援業務の実施の方法、支援業務に関する知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法、支援業務の実施に関する金銭その他の財産の管理の方法その他内閣府令で定める事項が定められていなければならない。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、支援認定を受けることができない。

一 この法律、消費者契約法その他消費者の利益の擁護に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれらの法律に基づく命令の規

臣の委託を受けて、次に掲げる業務を行うこと。

イ 第九十五条第一項及び第二項の規定による公表

ロ この法律の実施のために必要な情報の収集その他の内閣府令で定める事務

第一項第三号の業務規程には、支援業務の実施の方法、支援業務に関する知り得た情報

三　被害回復関係業務が円滑かつ効果的に実施されるよう、内閣府令で定めるところにより、特定適格消費者団体に対する助言、被害回復関係業務に関する情報の公表その他の内閣府令で定める事務を行うこと。

四　前三号に掲げるもののほか、内閣総理大

象消費者等に対する情報の提供、金銭の管理その他の特定適格消費者団体が行う被害回復関係業務に付随する事務であつて内閣府令で定めるものを行うこと。

二 特定適格消費者団体とその被害回復裁判手続に係る相手方との合意により定めるところにより、相手方通知その他の当該相手方が行うべき被害回復裁判手続における事

一 特定適格消費者団体の委託を受けて、対

定又はこれらの規定に基づく処分に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない法人

二 第百十三条第一項各号に掲げる事由により支援認定を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない法人

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(次号及び第六号ハにおいて「暴力団員等」という。)がその事業活動を支配する法人

四 暴力団員等をその事業活動に従事させ、又はその事業活動の補助者として使用するおそれのある法人

五 政治団体(政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第三条第一項に規定する政治団体をいう。)

六 役員のうちに次のイからハまでのいずれかに該当する者のある法人

イ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律、消費者契約法その他消費者の利益の擁護に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれらの法律に基づく命令の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

ロ 消費者団体訴訟等支援法人が第百十三条第一項各号に掲げる事由により支援認定を取り消された場合において、その取

消しの日前六月以内に当該消費者団体訴訟等支援法人の役員であった者でその取消しの日から三年を経過しないもの

八 暴力団員等

(支援認定の申請)

第九十九条 前条第一項の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出してしなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 支援業務を行ううとする事務所の所在地
- 三 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 定款
- 二 適格消費者団体又は特定適格消費者団体を支援する活動を相当期間にわたり継続して適正に行つてることを証する書類
- 三 消費者の財産的被害等の防止及び救済に資するための啓発活動及び広報活動に係る事業の実績が相当程度あることを証する書類

(支援認定の公示等)

第一百一条 内閣総理大臣は、支援認定をしたときは、内閣府令で定めるところにより、当該消費者団体訴訟等支援法人の名称及び住所、支援業務を行う事務所の所在地並びに当該支援認定をした日を公示することとともに、当該消費者団体訴訟等支援法人に対し、その旨を書面により通知するものとする。

四 支援業務を適正に遂行するための体制が整備されていることを証する書類

五 業務規程

六 役職員名簿(役員及び職員の氏名、その役職その他内閣府令で定める事項を記載した名簿をいう。第百十条第二項第三号において同じ。)

七 最近の事業年度における財産目録等その他の経理的基礎を有することを証する書類

八 前条第四項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

九 支援業務以外の業務を行う場合には、そ

の業務の種類及び概要を記載した書類

十 その他内閣府令で定める書類

(支援認定の申請に関する公告及び縦覧等)

第一百条 内閣総理大臣は、支援認定の申請があつた場合には、遅滞なく、内閣府令で定めることにより、その旨並びに前条第一項第一号及び第二号に掲げる事項を公告するとともに、同条第二項各号第八号及び第十号を除く。)に掲げる書類を、公告の日から二週間、公衆の縦覧に供しなければならない。

二 内閣総理大臣は、支援認定の申請をした者について第九十八条第四項第三号、第四号又は第六号ハに該当する疑いがあると認めるとときは、警察庁長官の意見を聴くものとする。

(合併の届出及び認可等)

第一百三条 消費者団体訴訟等支援法人である法人が他の消費者団体訴訟等支援法人である法人と合併をしたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、合併により消滅した法人のこの法律の規定による消費者団体訴訟等支援法人としての地位を承継する。

2 前項の規定により合併により消滅した法人のこの法律の規定による消費者団体訴訟等支援法人としての地位を承継した法人は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 消費者団体訴訟等支援法人である法人が消費者団体訴訟等支援法人でない法人と合併(消費者団体訴訟等支援法人である法人が存続するものを除く。以下この条及び第六条第一号において同じ。)をした場合には、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、その合併について内閣総理大臣の認可がされたとき限り、合併により消滅した法人のこの法律の規定による消費者団体訴訟等支援法人としての地位を承継する。

4 前項の認可を受けようとする消費者団体訴

第百二条 消費者団体訴訟等支援法人は、第九十九条第一項各号に掲げる事項又は同条第二項各号第二号、第三号及び第十号を除く。)に掲げる書類に記載した事項に変更があつた場合には、遅滞なく、内閣府令で定めることにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定により合併により消滅した法人のこの法律の規定による消費者団体訴訟等支援法人としての地位を承継した法人は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 消費者団体訴訟等支援法人でない者は、その名称中に消費者団体訴訟等支援法人であると誤認されるおそれのある文字を用い、又はその業務に関し、消費者団体訴訟等支援法人であると誤認されるおそれのある表示をしてはならない。

訴等支援法人である法人及び消費者団体訴訟等支援法人でない法人は、共同して、その合併がその効力を生ずる日の九十日前から六十日前までの間(以下この項において「認可申請期間」という)に、内閣総理大臣に認可の申請をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により認可申請期間にその申請をすることができないときは、この限りでない。

5 前項の申請があつた場合において、その合併がその効力を生ずる日までにその申請に対する処分がされないときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、その処分がされるまでの間は、合併により消滅した法人のこの法律の規定による消費者団体訴訟等支援法人としての地位を承継しているものとみなす。

6 第九十八条(第二項を除く。)、第九十九条、第一百条及び第一百一条第一項の規定は、第三項の認可について準用する。

7 消費者団体訴訟等支援法人である法人は、消費者団体訴訟等支援法人でない法人と合併する場合において、第四項の申請をしないときは、内閣総理大臣に認可申請期間にその申請をすることができないときは、この限りでない。

8 内閣総理大臣は、第二項又は前項の規定による届出があつたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

(解散の届出等)

3 消費者団体訴訟等支援法人である法人が消費者団体訴訟等支援法人でない法人に対し支援業務に係る事業の全部の譲渡をした場合は、その譲渡を受けた法人は、その譲渡について内閣総理大臣の認可がされたときに限り、その譲渡をした法人のこの法律の規定による消費者団体訴訟等支援法人としての地位を承継する。

4 前項の認可を受けようとする消費者団体訴訟等支援法人である法人及び消費者団体訴訟等支援法人でない法人は、共同して、その譲渡の日の九十日前から六十日前までの間(以下この項において「認可申請期間」という)に、内閣総理大臣に認可申請をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により認可申請期間にその申請をすることができないときは、この限りでない。

5 前項の申請があつた場合において、その譲渡の日までにその申請に対する処分がされないときは、その譲渡を受けた法人は、その処分がされるまでの間は、その譲渡をした法人のこの法律の規定による消費者団体訴訟等支援法人としての地位を承継しているものとみなす。

6 第九十八条(第二項を除く。)、第九十九条、第一百条及び第一百一条第一項の規定は、第三項の認可について準用する。

7 消費者団体訴訟等支援法人である法人は、

第八百四条 消費者団体訴訟等支援法人である法人が他の消費者団体訴訟等支援法人である法人に対し支援業務に係る事業の全部の譲渡を

したときは、その譲渡を受けた法人は、その譲渡をした法人のこの法律の規定による消費者団体訴訟等支援法人としての地位を承継する。

2 前項の規定によりその譲渡をした法人のこの法律の規定による消費者団体訴訟等支援法人としての地位を承継した法人は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

8 内閣総理大臣は、第二項又は前項の規定による届出があつたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

(解散の届出等)

第五百五条 消費者団体訴訟等支援法人が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 破産手続開始の決定により解散した場合
二 合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合
三 支援業務を廃止した場合 法人の代表者

2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出があつたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

(支援認定の失効)

第六百六条 消費者団体訴訟等支援法人について、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、支援認定は、その効力を失う。

一 消費者団体訴訟等支援法人である法人が消費者団体訴訟等支援法人でない法人と合併をした場合において、その合併が第三項の認可を経ずにその効力を生じたとき(同条第五項に規定する場合にあっては、その合併の不認可処分がされたとき)。

二 消費者団体訴訟等支援法人である法人が消費者団体訴訟等支援法人でない法人に対し支援業務に係る事業の全部の譲渡をした場合において、その譲渡が第四百四条第三項の認可を経ずにされたとき(同条第五項に規定する場合にあっては、その譲渡の不認可処分がされたとき)。

三 前二号に掲げる業務以外の業務

第三節 監督

第一条 消費者団体訴訟等支援法人は、内閣

府令で定めるところにより、その業務及び経理に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。
(財務諸表等の作成、備置き及び提出)
第一百十条 消費者団体訴訟等支援法人は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の財産目録等及び事業報告書(これらの作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項第四号及び第五百二十二条第十一号において「財務諸表等」という。)を作成しなければならない。
2 消費者団体訴訟等支援法人の事務所には、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる書類を備え置かなければならない。
一定款
二 業務規程
三 役職員名簿
四 財務諸表等
五 経理に関する内閣府令で定める事項を記載した書類
六 支援業務を行う場合には、その業務の種類及び概要を記載した書類
3 消費者団体訴訟等支援法人は、毎事業年度終了後三月以内に、前項第三号及び第四号に掲げる書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。

(報告及び立入検査)
(支援認定の取消し等)
第一百一一条 内閣総理大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、消費者団体訴訟等支援法人に対し、その業務若しくは経理の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、消費者団体訴訟等支援法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させ
2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
3 第一項に規定する立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(適合命令及び改善命令)
第一百十二条 内閣総理大臣は、消費者団体訴訟等支援法人が、第九十八条第一項各号に掲げる要件のいずれかに適合しなくなつたと認めることは、当該消費者団体訴訟等支援法人に、対し、これらの要件に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
2 内閣総理大臣は、前項に定めるもののほか、消費者団体訴訟等支援法人が第九十八条第四項第三号から第六号までのいずれかに該当するに至つたと認めるとき、消費者団体訴訟等支援法人又はその役員若しくは職員が支援業務の遂行に関するこの法律の規定に違反したことと認めるとき、その他消費者団体訴訟等支援法人の業務の適正な運営を確保するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
六 前各号に掲げるもののほか、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく处分に違反したとき。
2 内閣総理大臣は、前項各号に掲げる事由により支援認定を取り消したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨及びその取消しをした日を公示するとともに、当該消費者団体訴訟等支援法人に対し、その旨を書面により通知するものとする。

(第五章 雜則)
(官公署等への協力依頼)
第一百四条 内閣総理大臣は、この法律の実施のため必要があると認めるときは、官庁、公団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。
2 内閣総理大臣は、前二章及び前条の規定による権限(政令で定めるものを除く。)を消費者庁長官に委任する。
第三百一十三条 内閣総理大臣は、消費者団体訴訟等支援法人について、次の各号のいずれかに掲げる事由があるときは、支援認定を取り消すことができる。
一 偽りその他不正の手段により支援認定又は第三百三十三条若しくは第三百四条第三項

七十五条第二項に、「第七十一条第三項」を「第七十七条第三項」に、「第七十二条第三項」を「第七十八条第三項」に改め、同項第二号中「第六十五条第四項各号」を「第六十八条第四項各号」を「第七十一条第四項各号」に改め、同項第三号中「第六十五条第六項第一号」を「第七十一条第六項第一号」に改め、同条第二項中「次の」の下に「各号の」を加え、同項第一号

中「対象消費者」を「対象消費者等」に改め、同項第二号中「第八十三条第一項又は第三項」を「第八十九条第一項又は第二項」に改め、同項第三号中「第八十三条第二項又は第三項」を「第八十九条第三項」に改め、同条第三項中「第七十八条第三項」を「第八十一条第三項」に改め、同条第一項中「第七十八条第一項」を「第八十四条第一項」に改め、同条を第九十二条とする。

第八十二条中「対象消費者の財産的被害」を「消費者の財産的被害等」に、「対象消費者に」を「対象消費者等に」に改め、同条を第八十八条とし、第八十一条を第八十七条とし、第八十条を第八十六条とし、第七十九条を第八十五条とする。

第七十八条第一項中「及びその内容」を「その内容その他内閣府令で定める事項」に改め、同項第一号及び第二号中「第五十六条第一項」を「第六十五条第六項第三号」を「第七十一条第六項第三号」に改め、同条を第九十一条とし、第三章第二節中第八十四条を第九十条とする。

第八十三条第一項第一号中「金銭の支払として」を「義務の履行として金銭その他の」に改め、同項第二号中「第五十六条第一項」を「第六十五条第六項第三号」に改め、同条第一項に、「第四十八条第三項」を「第五十一条第三項」に、「第四十九条第一項」を「第五十二条第一項」に改め、同条第三項を削り、同条第二項中「受けたはならない」を「受け、又は第三者に受けさせてはならない」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

第七十六条に次の二項を加える。

2 特定適格消費者団体は、対象消費者等又は

第九十八条第二項に規定する消費者団体訴訟

等支援法人に前項第一号に規定する義務の履

行として金銭その他の財産上の利益を受けさせることを除き、その被害回復裁判手続に係る相手方から、その被害回復裁判手続の追行に關し、寄附金、賛助金その他の名目のいかんを問わらず、金銭その他の財産上の利益を第三者に受けさせてはならない。

第八十二条中「対象消費者」を「対象消費者等」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 特定適格消費者団体、適格消費者団体その他の関係者は、特定適格消費者団体が行う被害回復関係業務が円滑かつ効果的に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

第七十五条を第八十一条とする。

第七十六条第一項中「から起算して三年」を

「における当該特定認定に係る消費者契約法第

十三条第一項の認定の有効期間の残存期間と同

二の期間」に改め、同項ただし書を削り、同条

第六項中「第六十五条」を「第七十一条」に、「第

六十六条、第六十七条」を「第七十二条、第七十

三条」に改め、同項ただし書を削り、同項に後

段として次のように加える。

この場合において、第七十一条第四項第一

号中「同じ。」とあるのは「同じ。」被害回復

関係業務又は相当多数の消費者と事業者との

間の消費者契約に関する紛争の解決のための

業務」と、第七十二条第二項中「ならない」と

あるのは「ならない。ただし、既に内閣総理

大臣に添付して提出された書類と同一内容の

ものについては、その添付を省略することが

できる」と、同項第二号中「差止請求関係業

務」とあるのは「差止請求関係業務、被害回復

関係業務又は相当多数の消費者と事業者との

間の消費者契約に関する紛争の解決のための

業務」と読み替えるものとする。

第七十七条第一項第十一号中「第三項又は第四項」を「第二項前段又は第三項」に改め、同項第十二号を同項第十三号とし、同項第十一号の第十二号を同項第十三号とし、同項第十一号の次に次の二項を加える。

八 第十六条第三項の規定による通知を受けたとき。

第七十八条第一項第十一号中「第六十九条第四項」を「第七十五条第五項」に改め、同項第二号中「第七十二条第三項」を「第七十八条第三項」に改め、第三章第一節中同条を第八十条とし、第七十三条を第七十九条とする。

第七十二条第三項中「限る」の下に「次項において同じ」を加え、同条第四項中「特定適格消費者団体は」を「特定適格消費者団体である法人及び特定適格消費者団体でない法人は、共同して」に改め、同条第六項中「第六十五条」を「第七十一条」に、「第六十六条、第六十七条」を「第七十二条、第七十三条」に改め、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第七十一条第四項第一号中「同じ。」とあるのは「同じ。」被害回復関係業務又は相当多数の消費者と事業者との間の消費者契約に関する紛争の解決のための業務」と、第七十二条第二項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、既に内閣総理大臣に添付して提出された書類と同一内容のものについては、その添付を省略することができる」と、同項第二号中「差止請求関係業務」とあるのは「差止請求関係業務、被害回復関係業務又は相当多数の消費者と事業者との間の消費者契約に関する紛争の解決のための業務」と読み替えるものとする。

官 報 (号 外)

第六十九条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第二項の有効期間の更新がされた場合における特定認定の有効期間は、当該更新前の特定認定の有効期間の満了の日の翌日から起算して六年とする。

第六十九条を第七十五条とし、第六十八条を第七十四条とし、第六十七条を第七十三条とす

る。

第六十六条第二項第七号中「収支計算書」を「又は次のイ若しくはロに掲げる法人の区分に応じ、当該イ若しくはロに定める書類(第九十一条第二項第七号及び第一百十条第一項において「財産目録等」という。)」に改め、同号に次のように加える。

イ 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人(第九十八条第一項及び第二項において単に「特定非営利活動法人」という。)同法第二十七条第三号に規定する活動計算書

ロ 一般社団法人又は一般財團法人 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第一百二十三条第二項(同法第一百九十九条において準用する場合を含む。)に規定する損益計算書(公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第十九号)第五条に規定する公益認定を受けている場合にあっては、内閣府令で定める書類)

第六十六条を第七十二条とする。
第六十五条第二項第一号中「第三十一条第一項又は第五十三条第一項」を「第三十四条第一項又は第五十七条第一項」に改め、同項第三号中「対象消費者」を「対象消費者等」に改め、同条第五項中「第三十一条第一項又は第五十三条第一項」を「第三十四条第一項又は第五十七条第一項」に改め、「第七十六条」を「第八十二条第一項」に改め、同条第六項各号列記以外の部分中「次の」の下に「各号の」を加え、同項第二号中「第八十六条第一項各号」を「第九十二条第一項各号」に改め、同項第三号中「次の」の下に「イ又はロの」を加え、同号口中「第八十六条第一項各号」を「第九十二条第一項各号」に改め、同条を第七十条とし、第二章第四節中第六十四条を第七十条とする。
第六十三条第三項中「第五十二条第一項」を「第五十六条第一項」に改め、同条を第六十九条とする。
第六十二条第一項中「事業者」を「事業者等」に改め、同条を第六十七条とし、同条の次に次の二条を加える。
(対象消費者による訴えの提起等があつたときの時効の完成猶予)
第六十八条 次の表の上欄に掲げる場合において、同表の中欄に掲げる日から六月以内に、同表の下欄に掲げる対象債権について民法第一百四十七条第一項各号に掲げる事由があるときは、当該対象債権の時効の完成猶予に関するては、共通義務確認の訴えを提起し、又は民事訴訟法第一百四十三条第二項の書面を当該共通義務確認の訴えが係属していた裁判所に提出した時に、当該事由があつたものとみなす。

二 共通義務確認の訴えの取下げの効力が 確定した場合		当該取下げの効力が 生じた日	当該取り下げられた共通 義務確認の訴えに係る対 象債権	当該取り下げられた共通 義務確認の訴えに係る対 象債権
三 第十五条第一項に規定する特定適格消 費者団体が第十六条第一項の期間(同条 第二項の規定により当該期間が伸長され た場合にあっては、当該伸長された期 間。次号において同じ。)内に簡易確定手 続開始の申立てをしなかつた場合		当該期間の満了の日	当該裁判が確定した 日	当該却下された共通義務 確認の訴えに係る対象債 権
四 第十五条第二項に規定する特定適格消 費者団体が第十六条第一項の期間内に簡 易確定手続開始の申立てをしなかつた場 合		当該期間の満了の日	当該和解において認めら れた義務に係る対象債権 (第十五条第二項ただし 書に規定する部分を除 く。)	当該却下された共通義務 確認の訴えに係る対象債 権
五 簡易確定手続開始の申立ての取下げ (届出期間満了後にされたものを除く。) の効力が生じた場合	当該裁判が確定した 日	当該取下げの効力が 生じた日	当該取り下げられた申立 てに係る対象債権	当該却下された申立てに 係る対象債権
六 第十三条に規定する簡易確定手続開始 の申立てを却下する裁判(第十六条第一 項又は第二十四条の規定に違反すること を理由とするものを除く。)が確定した場 合				

官 報 (号外)

四 その他内閣府令で定める事項

第二十六条の見出し中「公報等」を「通知」に改め、同条第一項中「前条第一項各号に掲げる事項を相当な方法により公報しなければ」を「知っている対象消費者等(次条第一項の規定による通知(以下この目及び第九十八条第二項第二号において「相手方通知」という。)を受けたものを除く。)に対し、前条第一項各号に掲げる事項を書面又は電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。)であつて内閣府令で定めるものにより通知しなければ」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による通知において次に掲げる事項を記載する場合には、前条第一項第一号、第三号、第六号、第九号、第十号及び第十二号に掲げる事項を記載することを要しない。

一 前条第一項の規定により公報を行つている旨

二 当該公報の方法

三 その他内閣府令で定める事項

第二十六条第三項及び第四項を削り、同条を第二十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

(相手方による通知)

第二十八条 相手方は、簡易確定手続申立団体の求め(相手方通知のため通常必要な期間を考慮して内閣府令で定める日までにされたものに限る。)があるときは、届出期間の末日の二月以上前の日であつて内閣府令で定める日までに、当該求めに係る知っている対象消費者等に対し、次に掲げる事項を書面又は電磁的方法であつて内閣府令で定めるものにより

通知しなければならない。

一 被害回復裁判手続の事案の内容

二 共通義務確認訴訟において第二条第四号に規定する義務が認められた場合には、当該義務に係る対象債権及び対象消费者的範囲

三 共通義務確認訴訟において和解金債権が存する旨を認める和解をした場合には、当該和解金債権に係る第十一條第二項第一号及び第三号に掲げる事項

四 簡易確定手続申立団体の名称、住所及び連絡先

五 対象消費者等が簡易確定手続申立団体に對して第三十四条第一項の授権をする期間

六 簡易確定手續申立団体が第二十六条第一項の規定により公報を行つている旨

七 当該公報の方法

八 相手方の氏名又は名称、住所及び連絡先

九 その他内閣府令で定める事項

二 簡易確定手續申立団体は、相手方に對し、

前項の求めをするときは、同項第四号に掲げる連絡先、同項第五号から第七号までに掲げる事項その他の内閣府令で定める事項を通知しなければならない。

3 相手方は、相手方通知をしたときは、当該相手方通知をした時から一週間以内に、第一項の求めをした簡易確定手續申立団体に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

4 共通義務確認訴訟において和解金債権が存する旨を認める和解をした場合には、当該和解金債権に係る第十一條第二項第一号及び第二号に掲げる事項

5 共通義務確認訴訟において和解金債権が存する旨を認める和解をした場合には、当該和解金債権に係る第十一條第二項第一号及び第二号に掲げる事項

6 共通義務確認訴訟における和解において対象債権等の額又は算定方法が定められた場合には、当該額又は算定方法

第二十五条の見出し中「通知」を「公報等」に改め

め、同条第一項中「知っている対象消費者に対し、次に掲げる事項を書面又は電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。)であつて内閣府令で定めるものにより公報しなければ」を「次に掲げる事項を相当な方法により公報しなければ」に改め、同項第一号中「及び事案の内容」を削り、同項第七号を同項第十二号とし、同項第六号中「対象消費者」を「対象消費者等(対象消費者及び和解対象消費者をいう。以下同じ。)」に、「第三十一条第一項」を「第三十四条第一項」に改め、「及び期間」を削り、同号を同項第十号とし、同号の次に次の一号を加え

る。

2 前項の規定による公報後、届出期間中に同項第七号に掲げる事項に変更があつたときは、当該変更に係る簡易確定手續申立団体は、遅滞なく、その旨を、相当な方法により公報するとともに、裁判所及び相手方に通知しなければならない。この場合において、当該通知を受けた裁判所は、直ちに、官報に掲載してその旨を公報しなければならない。

3 第二十五条に次の一項を加える。

第二十五条第一項第五号を第九号とし、第四号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 第二十五条第一項中「対象債権」を「共通義務確認訴訟において第二条第四号に規定する義務が認められた場合には、当該義務に係る対象債権」に改め、同号を同項第四号とし、同号の次に次の二号を加える。

五 共通義務確認訴訟において和解金債権が存する旨を認める和解をした場合には、当該和解金債権に係る第十一條第二項第一号及び第二号に掲げる事項

六 共通義務確認訴訟における和解において対象債権等の額又は算定方法が定められた場合には、当該額又は算定方法

第二十二条第一項第二号を次のように改める。

第二十二条を第二十三条规定とする。

第二十一条中「第八十七条第一項」を「第九十条第一項」に、「第三十条第二項」を「第三十三

に、「第二条第四号に規定する義務が存する」とを認める旨の和解又は和解金債権が存するこ

とを認める旨の和解」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 被害回復裁判手続の事案の内容

第二十五条第二項を次のように改める。

2 前項の規定による公報後、届出期間中に同項第七号に掲げる事項に変更があつたときは、当該変更に係る簡易確定手續申立団体は、遅滞なく、その旨を、相当な方法により公報するとともに、裁判所及び相手方に通知しなければならない。この場合において、当該通知を受けた裁判所は、直ちに、官報に掲載してその旨を公報しなければならない。

3 第二十五条に次の一項を加える。

第二十五条第一節第一款第三目の目名中「通知及び公報」を「公報及び通知」に改める。

第二章第二節第一款第二目中第二十四条を第二十五条とし、第二十三条を第二十四条规定とする。

第二十二条第一項第二号を次のように改める。

第二十二条各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項

第二十二条を第二十三条规定とする。

第二十一条中「第八十七条第一項」を「第九十条第一項」に、「第三十条第二項」を「第三十三

条第二項」に改め、同号を第二十二条とする。

第二十五条第一項第二号中「請求の認諾」の下

消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法

第二十条中「対象債権及び対象消費者の範囲」

を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項」に改め、同条に次の各号を加える。

一 共通義務確認訴訟において第二条第四号に規定する義務が認められたとき

当該義務に係る対象債権及び対象消費者の範囲

務に係る対象債権及び対象消費者の範囲

存する旨を認める和解をしたとき

当該和解金債権が

第三号に掲げる事項

第二十条を第二十一条とする。

第二十九条第一項中「第十七条」を「第十八条」に

改め、同条を第二十条とし、第十八条を第十九条とする。

第二十一条中「簡易確定手続開始」を「前

条第一項」に改め、同条を第十八条とし、第六条を第十七条とする。

第十五条第一項中「簡易確定手続開始」を「前条の場合において、簡易確定手続開始」に改め、「請求の認諾」の下に「第一条第四号に規定する義務が存することを認める旨の和解若しくは和解金債権が存することを認める旨の和解」を加え、「第八十七条第二項」を「第九十三条第二項」に、「二月の不変期間内」を「四月以内」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 裁判所は、必要があると認めるときは、前条の規定により簡易確定手続開始の申立てをしなければならない特定適格消費者団体の申立てにより、二月以内の期間を定めて、前項の期間(この項の規定により当該期間が伸長された場合にあっては、当該伸長された期間)の期間において同じ。の伸長の決定をすることができる。ただし、当該期間は、通じて八月を超えることができない。

第十五条に次の二項を加える。

3 裁判所は、前項の規定により第一項の期間の伸長の決定をしたときは、前条の規定により簡易確定手続開始の申立てをしなければならない特定適格消費者団体及び第十三条规定する事業者等に対し、その旨を通知しなければならない。

第十四条中「第十二条に規定する」を「共通義務確認訴訟における請求を認容する判決が確定した時又は請求の認諾によつて共通義務確認訴訟が終了した時に当事者であつた」に改め、同条に次の二項を加える。

2 第十二条第四号に規定する義務が存することを認める旨の和解をいう。以下この条に、「第十八条第二項」を「第九十三条第二項」に、「事業者」を「事業者等」に改め、同条を第十八条とする。

第十五条を第十六条とする。

第十四条中「第十二条に規定する」を「共通義務確認訴訟における請求を認容する判決が確定した時又は請求の認諾によつて共通義務確認訴訟が終了した時に当事者であつた」に改め、同条に次の二項を加える。

2 第十二条第四号に規定する義務が存することを認める旨の和解によって共通義務確認訴訟が終了した時に当事者であつた特定適格消費者団体は、正当な理由がある場合を除き、当該義務に係る対象債権について、簡易確定手続開始の申立てをしなければならない。ただし、当該対象債権のうち、当該和解においてその額又は算定方法のいずれかが定められてゐる部分(当該和解において簡易確定手続開始の申立てをしなければならない旨が定められている部分を除く)については、この限りでない。

3 和解金債権が存することを認める旨の和解によつて共通義務確認訴訟が終了した場合において、当該和解において当該和解金債権の全部又は一部について簡易確定手続開始の申立てをしなければならない旨が定められるときは、当該共通義務確認訴訟の目的である第二条第四号に規定する義務が存することを認める旨の和解をするときは、当該義務に関し、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

一 対象債権及び対象消費者の範囲

二 当該義務に係る事実上及び法律上の原因

二 共通義務確認訴訟の当事者は、当該共通義務確認訴訟において、当該共通義務確認訴訟の当事者である特定適格消費者団体は、正当な理由がある場合を除き、当該定めに係る和解金債権について簡易確定手続開始の申

立てるしなければならない。

第十四条を第十五条とし、第二章第二节第一款第一目中第十三条を第十四条とする。

第十二条中「請求の認諾」(第二条第四号に規定する義務が存することを認める旨の和解を含む。以下この条を「請求の認諾等(請求の認諾、第二条第四号に規定する義務が存することを認める旨の和解を含む。以下この条を「請求の認諾等(請求の認諾)」)」に改め、「事業者」を「事業者等」に改め、「事業者」を「事業者等」に改め、同条を第十二条とする。

第十五条第二節の節名中「対象債権」を「対象債権等」に改める。

第二章第一节中第十二条を第十二条とする。

第十条の次に次の二項を加える。

(共通義務確認訴訟における和解)

第十二条 共通義務確認訴訟の当事者は、当該共通義務確認訴訟において、当該共通義務確認訴訟の訴えの被告とされた事業者等に当該共通義務確認訴訟の目的である第二条第四号に規定する義務が存することを認める旨の和解をするときは、当該義務に係る対象債権について、和解金債権の額又はその算定方法に

3 共通義務確認訴訟における和解において、当該共通義務確認訴訟の当事者である特定適格消費者団体が当該共通義務確認訴訟の目的である第二条第四号に規定する義務について、和解金債権を有する消費者(第二十六条第一項第十号において「和解対象消費者」という。)の範囲

第一項第十号において「和解対象消費者」という。)の範囲

という。)が存することを認める旨の和解をするときは、当該和解金債権に關し、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

一 当該和解の目的となる権利又は法律關係

の範囲

二 和解金債権の額又はその算定方法

三 和解金債権を有する消費者(第二十六条第一項第十号において「和解対象消費者」という。)の範囲

四 第二章第二节第一節の節名中「対象債権」を「対象債権等」に改める。

五 第二章第二节第一節の節名中「対象債権」を「対象債権等」に改める。

六 第二章第二节第一節の節名中「対象債権」を「対象債権等」に改める。

七 第二章第二节第一節の節名中「対象債権」を「対象債権等」に改める。

八 第二章第二节第一節の節名中「対象債権」を「対象債権等」に改める。

九 第二章第二节第一節の節名中「対象債権」を「対象債権等」に改める。

十 第二章第二节第一節の節名中「対象債権」を「対象債権等」に改める。

十一 第二章第二节第一節の節名中「対象債権」を「対象債権等」に改める。

十二 第二章第二节第一節の節名中「対象債権」を「対象債権等」に改める。

十三 第二章第二节第一節の節名中「対象債権」を「対象債権等」に改める。

十四 第二章第二节第一節の節名中「対象債権」を「対象債権等」に改める。

十五 第二章第二节第一節の節名中「対象債権」を「対象債権等」に改める。

十六 第二章第二节第一節の節名中「対象債権」を「対象債権等」に改める。

十七 第二章第二节第一節の節名中「対象債権」を「対象債権等」に改める。

十八 第二章第二节第一節の節名中「対象債権」を「対象債権等」に改める。

十九 第二章第二节第一節の節名中「対象債権」を「対象債権等」に改める。

二十 第二章第二节第一節の節名中「対象債権」を「対象債権等」に改める。

二十一 第二章第二节第一節の節名中「対象債権」を「対象債権等」に改める。

二十二 第二章第二节第一節の節名中「対象債権」を「対象債権等」に改める。

二十三 第二章第二节第一節の節名中「対象債権」を「対象債権等」に改める。

という。)が存することを認める旨の和解をするときは、当該和解金債権に關し、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

一 当該和解の目的となる権利又は法律關係

の範囲

二 和解金債権の額又はその算定方法

三 和解金債権を有する消費者(第二十六条第一項第十号において「和解対象消費者」という。)の範囲

四 第二章第二节第一節の節名中「対象債権」を「対象債権等」に改める。

五 第二章第二节第一節の節名中「対象債権」を「対象債権等」に改める。

六 第二章第二节第一節の節名中「対象債権」を「対象債権等」に改める。

七 第二章第二节第一節の節名中「対象債権」を「対象債権等」に改める。

八 第二章第二节第一節の節名中「対象債権」を「対象債権等」に改める。

九 第二章第二节第一節の節名中「対象債権」を「対象債権等」に改める。

十 第二章第二节第一節の節名中「対象債権」を「対象債権等」に改める。

十一 第二章第二节第一節の節名中「対象債権」を「対象債権等」に改める。

十二 第二章第二节第一節の節名中「対象債権」を「対象債権等」に改める。

十三 第二章第二节第一節の節名中「対象債権」を「対象債権等」に改める。

十四 第二章第二节第一節の節名中「対象債権」を「対象債権等」に改める。

十五 第二章第二节第一節の節名中「対象債権」を「対象債権等」に改める。

十六 第二章第二节第一節の節名中「対象債権」を「対象債権等」に改める。

十七 第二章第二节第一節の節名中「対象債権」を「対象債権等」に改める。

十八 第二章第二节第一節の節名中「対象債権」を「対象債権等」に改める。

十九 第二章第二节第一節の節名中「対象債権」を「対象債権等」に改める。

二十 第二章第二节第一節の節名中「対象債権」を「対象債権等」に改める。

二十一 第二章第二节第一節の節名中「対象債権」を「対象債権等」に改める。

二十二 第二章第二节第一節の節名中「対象債権」を「対象債権等」に改める。

二十三 第二章第二节第一節の節名中「対象債権」を「対象債権等」に改める。

官報(号外)

九条までの規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

二 附則第五条の規定 公布の日
(消費者契約法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の消費者契約法(以下この条において「新消費者契約法」といいう。)第四条第三項第三号及び第四号(これらの規定を消費者契約法第五条第一項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行の日(次項から第四項までの規定において「施行日」という。)以後にされる消費者契約(消費者契約法第二条第三項に規定する消費者契約をいう。次項及び第三項において同じ。)の申込み又はその承諾の意思表示について適用する。

2 新消費者契約法第四条第三項第九号(消費者契約法第五条第一項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後にされる消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示について適用する。

3 新消費者契約法第八条第三項の規定は、施行による。

4 新消費者契約法第十二条の五の規定は、施行以後にされる新消費者契約法第十二条第三項又は消費者契約法第十二条第四項の規定による請求について適用する。

5 新消費者契約法第十九条第四項の規定は、前条第一号に掲げる規定の施行の日(以下この条から附則第四条までにおいて「第一号施行日」という。)以後にされる同項の申請について適用し、第一号施行日前にされた第一条の規定によ

る改正前の消費者契約法(次項において「旧消費者契約法」という。)第十九条第四項の申請については、なお従前の例による。

6 新消費者契約法第二十条第四項の規定は、第一号施行日以後にされる同項の申請について適用し、第一号施行日前にされた旧消費者契約法第二十条第四項の申請については、なお従前の例による。

7 新消費者契約法第三十一条第一項、第二項及び第五項の規定は、第一号施行日以後に開始する事業年度に係る同条第一項に規定する書類について適用し、第一号施行日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

(消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律(以下この条において「新消費者裁判手続特例法」という。)第三条第一項及び第三項(第三号に係る部分に限る。)の規定は、第一号施行日以後に行われた加害行為に係る請求に係る金銭の支払義務について適用する。

4 新消費者裁判手続特例法第六十八条の規定は、第一号施行日以後に同条の表の中欄に掲げる日が到来する対象債権について適用する。

5 第一号施行日において現に特定認定(旧消費者裁判手続特例法第六十五条第一項に規定する特定認定をいう。以下この項及び次項において同じ。)を受けている者に係る当該特定認定の有効期間については、なお従前の例による。

6 新消費者裁判手続特例法第七十五条第七項後段の規定は、第一号施行日以後にされる同条第三項の申請について適用し、第一号施行日前にされた旧消費者裁判手続特例法第六十九条第三項の申請に係る特定認定の有効期間の更新の要件及び申請書に添付すべき書類については、なお従前の例による。

7 新消費者裁判手続特例法第七十七条第四項の規定は、第一号施行日以後にされる同項の申請

る金銭の支払義務について適用し、第一号施行日前に締結された第二条の規定による改正前の消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律(以下この条において「旧消費者裁判手続特例法」という。)第二条第三号に規定する消費者裁判契約に関する請求(旧消費者裁判手続特例法第三条第一項第四号に掲げる請求については、第一号施行日前に行われた加害行為に係る請求)に係る金銭の支払義務については、なお従前の例による。

8 新消費者裁判手続特例法第七十八条第四項の規定は、第一号施行日以後にされる同項の申請について適用し、第一号施行日前にされた旧消費者裁判手続特例法第七十二条第四項の申請については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第四条 第一号施行日前にした行為及びこの附則(附則第二条第二項を除く。)の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第一号施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(登録免許税法の一部改正)

第七条 登録免許税法昭和四十二年法律第三十五号の一部を次のように改正する。

別表第一第一五十号の三中「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」を「消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」に、「第六十五条第一項」を「第七十一一条第一項」に改める。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第八条 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十

六年法律第四十号)の一部を次のように改正す
る。

第三条第二項中「消費者的財産的被害の集團的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」を「消費者的財産的被害等の集團的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」に改め、「第四十六条第二項」を「第四十九条第二項」に改め、同項第三号中「消費者的財産的被害の集團的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第五十二条第一項」を「消費者的財産的被害等の集團的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第五十六条第一項」に改める。

別表第一の一六の項イ中「消費者的財産的被害の集團的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第十四条の規定による」を「消費者的財産的被害等の集團的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第十三条の」に改め、同表の一六の二の項中「消費者的財産的被害の集團的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第三十条第二項」を「消費者的財産的被害等の集團的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第三十三条第二項」に改める。

ける雇用の確保など公正な移行に配慮すること。

と。

十、株式会社日本政策投資銀行のグリーン投資促進

進ファンド等が既に脱炭素分野への既存の資金供給を行つてゐることに鑑み、株式会社脱炭素化支援機構との相乗効果を發揮する連携が実現するよう努めること。

十一、附則第四条に定める施行後十年の見直し時期以前であつても、必要に応じて本法の施行状況について検討を行うとともに、検討の結果を踏まえ、適宜適切に見直しの措置を講ずること。

十二、地域金融も含め、今後ともESG金融の普及拡大に必要な措置を講ずるよう努めること。

また、企業による気候変動関連情報の開示の充実・促進に向け、関係省庁が連携の上、引き続き検討を進めていくこと。

十三、温室効果ガスの吸収源としての役割に加えて、水質改善、生態系保全等の相乗効果も期待できるブルーカーボンの活用の在り方について、引き続き検討を進めていくこと。

十四、地球温暖化対策に関する環境教育の推進に必要な施策を講ずるよう努めること。

右決議する。

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

令和四年四月七日

参議院議長 山東 昭子殿
衆議院議長 細田 博之

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案	
地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案	
減等のための施策(第十九条 第四十一条)を	法律第百十七号の一部を次のように改正する。 目次中「第四章 温室効果ガスの排出の量の削減等のための施策(第十九条 第四十一条)を
第十六条中「第六十六条」を「第七十一条」に改め、同条の次に次の二条を加える。	第六十八条中「第六十六条」を「第七十二条」とし、第六十六条を第
第七十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機関の取締役、会計参与又は監査役は、百万円以下の過料に処する。	第六十九条を第七十五条とする。
一 第三十六条の五第一項の規定に違反して、募集株式、募集新株予約権若しくは募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換若しくは株式交付に際して株式、社債若しくは新株予約権を発行し、又は資金を借り入れたとき。	第六十六条 機構の取締役、会計参与(会計参与員)第七十条及び第七十四条において同じ)、監査役又は職員が、その職務を以て、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。
二 第三十六条の五第二項の規定に違反して、株式を発行した旨の届出を行わなかつたとき。	第六十七条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
三 第三十六条の二十一第一項又は第四項の規定に違反して、登記することを怠つたとき。	第六十八条 第六十六条第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。
四 第三十六条の二十三第二項の規定に違反して、業務を行つたとき。	2 前条第一項の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第二条の例に従う。
五 第三十六条の二十五第二項又は第三十六条の二十七第一項の規定に違反して、環境大臣に通知をしなかつたとき。	第六十九条 第三十六条の十五の規定に違反して、その職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
六 第三十六条の三十第一項の規定に違反して、予算の認可を受けなかつたとき。	第七十条 第三十六条の三十五第一項の規定によつて同じ)を加える。

第四章の章名を次のように改める。

第四章 計画等

政府実行計画、地方公共団体実行

七 第三十六条の三十二の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは事業報告書を提出せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしてこれらのものを提出したとき。

八 第三十六条の三十四第二項の規定による命令に違反したとき。

九 第六十七条を第七十二条とし、第六十六条を第

三十一条とし、第八章中同条の前に次の五条を加

入する。

十 第三十六条の三十四第二項の規定による命令に違反したとき。

十一 第三十六条の三十四第二項の規定による命令に違反したとき。

十二 第三十六条の三十四第二項の規定による命令に違反したとき。

十三 第三十六条の三十四第二項の規定による命令に違反したとき。

十四 第三十六条の三十四第二項の規定による命令に違反したとき。

十五 第三十六条の三十四第二項の規定による命令に違反したとき。

十六 第三十六条の三十四第二項の規定による命令に違反したとき。

十七 第三十六条の三十四第二項の規定による命令に違反したとき。

十八 第三十六条の三十四第二項の規定による命令に違反したとき。

十九 第三十六条の三十四第二項の規定による命令に違反したとき。

二十 第三十六条の三十四第二項の規定による命令に違反したとき。

二十一 第三十六条の三十四第二項の規定による命令に違反したとき。

二十二 第三十六条の三十四第二項の規定による命令に違反したとき。

二十三 第三十六条の三十四第二項の規定による命令に違反したとき。

二十四 第三十六条の三十四第二項の規定による命令に違反したとき。

二十五 第三十六条の三十四第二項の規定による命令に違反したとき。

二十六 第三十六条の三十四第二項の規定による命令に違反したとき。

二十七 第三十六条の三十四第二項の規定による命令に違反したとき。

二十八 第三十六条の三十四第二項の規定による命令に違反したとき。

二十九 第三十六条の三十四第二項の規定による命令に違反したとき。

三十 第三十六条の三十四第二項の規定による命令に違反したとき。

三十一 第三十六条の三十四第二項の規定による命令に違反したとき。

三十二 第三十六条の三十四第二項の規定による命令に違反したとき。

三十三 第三十六条の三十四第二項の規定による命令に違反したとき。

三十四 第三十六条の三十四第二項の規定による命令に違反したとき。

三十五 第三十六条の三十四第二項の規定による命令に違反したとき。

三十六 第三十六条の三十四第二項の規定による命令に違反したとき。

三十七 第三十六条の三十四第二項の規定による命令に違反したとき。

三十八 第三十六条の三十四第二項の規定による命令に違反したとき。

三十九 第三十六条の三十四第二項の規定による命令に違反したとき。

四十 第三十六条の三十四第二項の規定による命令に違反したとき。

四十一 第三十六条の三十四第二項の規定による命令に違反したとき。

四十二 第三十六条の三十四第二項の規定による命令に違反したとき。

四十三 第三十六条の三十四第二項の規定による命令に違反したとき。

四十四 第三十六条の三十四第二項の規定による命令に違反したとき。

第四章の章名を次のように改める。
第四章 計画等
政府実行計画、地方公共団体実行
第十九条に次の二条を加える。
3 国は、都道府県及び市町村が前項に規定する

3 国は、都道府県及び市町村が前項に規定する
策を策定し、及び実施するための費用について、必要な財政上の措置その他の措置を講ずる
よう努めるものとする。
第六十九条を第七十五条とする。
第六十八条中「第六十六条」を「第七十二条」とし、第六十六条を第

第七十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機関の取締役、会計参与又は監査役は、百万円以下の過料に処する。
一 第三十六条の五第一項の規定に違反して、募集株式、募集新株予約権若しくは募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換若しくは株式交付に際して株式、社債若しくは新株予約権を発行し、又は資金を借り入れたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。
2 前項の場合において、犯人が收受した賄賂は、没收する。その全部又は一部を没收することができないときは、その価額を追徴する。
第六十七条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
七 第三十六条の三十四第二項の規定による命令に違反したとき。

七 第三十六条の三十四第二項の規定による命令に違反したとき。
八 第三十六条の三十四第二項の規定による命令に違反したとき。
九 第三十六条の三十四第二項の規定による命令に違反したとき。
十 第三十六条の三十四第二項の規定による命令に違反したとき。
十一 第三十六条の三十四第二項の規定による命令に違反したとき。

十一 第三十六条の三十四第二項の規定による命令に違反したとき。
十二 第三十六条の三十四第二項の規定による命令に違反したとき。
十三 第三十六条の三十四第二項の規定による命令に違反したとき。
十四 第三十六条の三十四第二項の規定による命令に違反したとき。
十五 第三十六条の三十四第二項の規定による命令に違反したとき。

十五 第三十六条の三十四第二項の規定による命令に違反したとき。
十六 第三十六条の三十四第二項の規定による命令に違反したとき。
十七 第三十六条の三十四第二項の規定による命令に違反したとき。
十八 第三十六条の三十四第二項の規定による命令に違反したとき。
十九 第三十六条の三十四第二項の規定による命令に違反したとき。

十九 第三十六条の三十四第二項の規定による命令に違反したとき。
二十 第三十六条の三十四第二項の規定による命令に違反したとき。
二十一 第三十六条の三十四第二項の規定による命令に違反したとき。
二十二 第三十六条の三十四第二項の規定による命令に違反したとき。
二十三 第三十六条の三十四第二項の規定による命令に違反したとき。

二十三 第三十六条の三十四第二項の規定による命令に違反したとき。
二十四 第三十六条の三十四第二項の規定による命令に違反したとき。
二十五 第三十六条の三十四第二項の規定による命令に違反したとき。
二十六 第三十六条の三十四第二項の規定による命令に違反したとき。
二十七 第三十六条の三十四第二項の規定による命令に違反したとき。

二十七 第三十六条の三十四第二項の規定による命令に違反したとき。
二十八 第三十六条の三十四第二項の規定による命令に違反したとき。
二十九 第三十六条の三十四第二項の規定による命令に違反したとき。
三十 第三十六条の三十四第二項の規定による命令に違反したとき。
三十一 第三十六条の三十四第二項の規定による命令に違反したとき。

三十 第三十六条の三十四第二項の規定による命令に違反したとき。

る報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした機構の取締役、会計参与、監査役又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

第八章を第十一章とし、第五章から第七章までを三章ずつ繰り下げる。

第二十三条の前に次の章名を付する。

第五章 事業活動に伴う排出削減等

第三十六条の次に次の二章及び章名を加える。

第六章 株式会社脱炭素化支援機構による対象事業活動の支援等

(機構の目的)

第三十六条の二 株式会社脱炭素化支援機構は、温室効果ガスの排出の量の削減等を行う事業活動(他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与する事業活動を含む。)及び当該事業活動を支援する事業活動(以下「対象事業活動」といふ。)に対し、資金供給その他の支援を行うことにより、地球温暖化の防止と我が国の経済社会の発展の統合的な推進を図りつつ脱炭素社会の実現に寄与することを目的とする株式会社とする。

(数)

第三十六条の三 株式会社脱炭素化支援機構(以下「機構」という。)は、一を限り、設立されるものとする。

(株式の政府保有)

第三十六条の四 政府は、常時、機構が発行している株式(株主総会において決議することができることの全部について議決権を行使することができないものと定められた種類の株式を除く。

く。以下この条において同じ。)の総数の二分の一以上に当たる数の株式を保有していかなければならぬ。

(株式 社債及び借入金の認可等)

第三十六条の五 機構は、会社法(平成十七年法律第八十六号)第一百九十九条第一項に規定する募集株式第七十四条第一号において「募集株式」という。)、同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権(同号において「募集新株予約権」という。)若しくは同法第六百七十六条に規定する募集社債(第三十六条の三十六及び同号において「募集社債」という。)を引き受ける者の募集をし、株式交換若しくは株式交付に際して株式、社債若しくは新株予約権を発行し、又は資金を借り入れようとするときは、環境大臣の認可を受けなければならない。

2 機構は、新株予約権の行使により株式を発行したときは、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

3 機構の借入金の現在額及び社債の元本に係る債務の現在額の合計額は、機構の資本金及び準備金の額の合計額に政令で定める倍数を乗じて得た額を超えることとなつてはならない。

(政府の出資)

第三十六条の六 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に出資することができる。

(商号)

第三十六条の七 機構は、その商号中に株式会社脱炭素化支援機構という文字を用いなければならぬ。

2 機構でない者は、その名称中に脱炭素化支援機構という文字を用いてはならない。

(定款の記載又は記録事項)

第三十六条の八 機構の定款には、会社法第七十七条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 機構の設立に際して発行する株式(以下「設立時発行株式」という。)の数(機構を種類株式として設立しようとする場合においては、その種類及び種類ごとの数)

二 設立時発行株式の払込金額(設立時発行株式一株と引換えに払い込む金額又は給付する金額以外の財産の額をいう。)

三 政府が割当てを受ける設立時発行株式の数(機構を種類株式発行会社として設立しようとする場合においては、その種類及び種類ごとの数)

四 会社法第一百七条第一項第一号に掲げる事項

五 取締役会及び監査役を置く旨

六 第三十六条の二十三第一項各号に掲げる業務の完了により解散する旨

2 機構の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録してはならない。

一 監査等委員会又は会社法第二条第十二号に規定する指名委員会等を置く旨

二 会社法第一百三十九条第一項ただし書の別段の定め

(設立の認可等)

第三十六条の九 機構の発起人は、定款を作成し、かつ、発起人が割当てを受ける設立時発行株式を引き受けた後、速やかに、定款及び事業計画書を環境大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

第三十六条の十 環境大臣は、前条の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請

が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 設立の手続及び定款の内容が法令の規定に適合するものであること。

二 定款に虚偽の記載若しくは記録又は虚偽の署名若しくは記名押印(会社法第二十六条第二項の規定による署名又は記名押印に代わる署置を含む。)がないこと。

三 業務の運営が健全に行われ、対象事業活動の推進に寄与することが確実であると認められること。

2 環境大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項各号に掲げる基準に適合していると認めるときは、設立の認可をしなければならない。

(設立時取締役及び設立時監査役の選任及び解任)

第三十六条の十一 会社法第三十八条第一項に規定する設立時取締役及び同条第三項第二号に規定する設立時監査役の選任及び解任は、環境大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 環境大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項各号に掲げる基準に適合していると認めるときは、設立の認可をしなければならない。

(会社法の規定の読み替え)

第三十六条の十二 会社法第三十条第二項、第三十四条第一項、第五十九条第一項第一号及び第九百六十三条第一項の規定の適用については、

同法第三十条第二項中「前項の公証人の認証を受けた定款は、株式会社の成立前」とあるのは、「地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第一百七号)第三十六条の十第二項の認可の後株式会社脱炭素化支援機構の成立前は、定款」と、同法第三十四条第一項中「設立時発行株式の引受け」とあるのは「地球温暖化対策の推進に関する法律第三十六条の十第二項の認可の」

<p>と、同号中「定款の認証の年月日及びその認証をした公証人の氏名」とあるのは「地球温暖化対策の推進に関する法律第三十六条の十第二項の認可の年月日」と、同法第九百六十三条第一項中「第三十四条第一項」とあるのは「第三十四条第一項(地球温暖化対策の推進に関する法律第三十六条の十二の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とする。</p> <p>(会社法の規定の適用除外)</p>	
<p>第三十六条の十三 会社法第三十条第一項及び第三十三条の規定は、機構の設立については、適用しない。</p>	
<p>第三節 管理</p> <p>(取締役及び監査役の選任等の決議)</p>	<p>第三十六条の十八 委員会は、取締役である委員三人以上七人以内で組織する。</p> <p>2 委員の中には、代表取締役及び社外取締役が、それぞれ一人以上含まれなければならぬ。</p> <p>3 委員は、取締役会の決議により定める。</p> <p>4 委員の選定及び解職の決議は、環境大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>5 委員は、それぞれ独立してその職務を執行する。</p> <p>6 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。</p> <p>7 委員長は、委員会の会務を總理する。</p> <p>8 委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長の職務を代理する者を定めておかなければならない。</p> <p>9 前項の議事録が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの)をもつて作成されているときは、出席した委員及び監査役は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。</p> <p>10 前各項及び次条に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。</p> <p>(委員会の議事録)</p>
<p>第三十六条の十九 委員会は、委員長(委員長における事故があるときは、前条第八項に規定する委員長の職務を代理する者。次項及び第三項において同じ。)が招集する。</p> <p>2 委員会は、委員長が出席し、かつ、現在在任する委員の総数の三分の二以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。</p> <p>3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決</p>	<p>3 委員は、委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。</p> <p>4 委員の選定及び解職の決議は、環境大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>5 委員は、それぞれ独立してその職務を執行する。</p> <p>6 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。</p> <p>7 委員長は、委員会の会務を總理する。</p> <p>8 委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長の職務を代理する者を定めておかなければならない。</p> <p>9 前項の議事録が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの)をもつて作成されているときは、出席した委員及び監査役は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。</p> <p>10 前各項及び次条に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。</p> <p>(委員会の議事録)</p>
<p>第三十六条の二十 機構は、委員会の日から十年間、前条第八項の議事録をその本店に備え置かなければならない。</p> <p>2 前項の規定による委員の選定の登記の申請書</p>	<p>3 前二号に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる事項のうち取締役会の決議により委任を受けた事項の決定</p> <p>2 委員会は、前項第一号及び第二号に掲げる決定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。</p> <p>(委員会の組織)</p> <p>第三十六条の二十一 機構は、委員会に出席し、必要があると認めるとときは、意見を述べなければならない。</p> <p>4 前項の規定により議決に加わることができない委員の数は、第二項に規定する現在在任する委員の数に算入しない。</p> <p>5 監査役は、委員会に出席し、必要があると認めるとときは、意見を述べなければならない。</p> <p>6 委員会の議事録が書面をもつて作成された者は、第三項の規定による決議後、遅滞なく、当該決議の内容を取締役会に報告しなければならない。</p> <p>7 委員会の議事録が書面をもつて作成された者は、第三項の規定による決議後、遅滞なく、当該決議の内容を取締役会に報告しなければならない。</p> <p>8 委員会の議事については、環境省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもつて作成されているときは、出席した委員及び監査役は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。</p> <p>9 前項の議事録が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの)をもつて作成されている場合は、出席した委員及び監査役は、これに署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。</p> <p>10 前各項及び次条に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。</p> <p>(委員会の議事録)</p>

令和四年五月二十五日 参議院会議録第二十五号 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案

には、委員の選定及びその選定された委員が就任を承諾したことを証する書面を添付しなければならない。

3 委員の退任による変更の登記の申請書には、これを証する書面を添付しなければならない。

4 機構は、委員に選定された取締役のうち社外取締役であるものについて、社外取締役である旨を登記しなければならない。

(定款の変更)
第三十六条の二十二 機構の定款の変更の決議は、環境大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第四節 業務
(業務の範囲)
第三十六条の二十三 機構は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

一 対象事業者(第三十六条の二十五第一項の規定により支援の対象となつた事業者(民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百六十七条第一項に規定する組合契約によって成立する組合、商法(明治三十二年法律第四十八号)第五百三十五条に規定する匿名組合契約によつて成立する匿名組合、投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)第一条第一項に規定する投資事業有限責任組合若しくは有限責任事業組合契約に関する法律(平成十七年法律第四十号)第二条に規定する有限責任事業組合又は外国の法令に基づいて設立された団体であつてこれらの組合に類似するものを含む。以下この章において同じ。)に対する出資
二 対象事業者に対する基金(一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第一百三十一条に規定する基金

をいう。)の拠出

三 対象事業者に対する資金の貸付け
四 対象事業者が発行する有価証券(金融商品等)という。)の譲渡その他の処分

五 対象事業者に対する金銭債権及び対象事業者が保有する金銭債権の取得
六 対象事業者の発行する社債及び資金の借入
七 対象事業者のためにする有価証券(金融商品取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第五号又は第六号に掲げる権利に限る。)の募集又は私募
八 対象事業活動を行い、又は行おうとする事業者に対する技術者その他の専門家の派遣
九 対象事業活動を行い、又は行おうとする事業者に対する助言
十 対象事業活動を行い、又は行おうとする事業者に対する知的財産権(知的財産基本法(平成十四年法律第百二十二号)第二条第二項に規定する知的財産権及び外国におけるこれに相当するものをいう。次号において同じ。)の移転、設定若しくは許諾又は営業秘密(不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)第二条に規定する営業秘密及び外国におけるこれに相当するものをいう。次号において同じ。)の開示
十一 前号に掲げる業務のために必要な知的財産権の取得をし、若しくは移転、設定若しくは許諾を受け、又は営業秘密の開示を受けること。

十二 保有する株式、新株予約権、持分又は有価証券(第三十六条の二十七において「株式等」という。)の譲渡その他の処分

十三 債権の管理及び譲渡その他の処分
十四 前各号に掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査

十五 対象事業活動を推進するために必要な調査及び情報の提供
十六 前各号に掲げる業務に附帯する業務
十七 前各号に掲げるもののほか、機構の目的を達成するために必要な業務
十八 機構は、前項第十七号に掲げる業務を営もうとするときは、あらかじめ、環境大臣の認可を受けなければならない。

(支援基準)

第三十六条の二十四 環境大臣は、機構が対象事業活動の支援(前条第一項第一号から第七号までに掲げる業務によりされるものに限る。以下「対象事業活動支援」という。)の対象となる事業者及び当該対象事業活動支援の内容を決定するに当たつて従うべき基準(以下この条及び次条第一項において「支援基準」という。)を定めるものとする。

一 対象事業者が対象事業活動を行わないと認められるときは、第二項の期間内に、機構に対して意見を述べることができる。

(支援決定の撤回)

第三十六条の二十六 機構は、次に掲げる場合は、速やかに、前条第一項の規定による決定(次項において「支援決定」という。)を撤回しなければならない。

二 対象事業者が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令又は外国倒産処理手続の承認の決定を受けたとき。

三 環境大臣は、前項の規定により支援基準を定めようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣及び対象事業活動支援の対象となる活動に係る事業を所管する大臣に協議しなければならない。

二 機構は、前項の規定により支援決定を撤回したときは、直ちに、対象事業者に対し、その旨を通知しなければならない。

三 環境大臣は、第一項の規定により支援基準を定めたときは、これを公表するものとする。
(支援決定)

第三十六条の二十五 機構は、対象事業活動支援の決定を行うとするときは、あらかじめ、環境大臣にその旨を通知し、相当の期間を定めて、意見を述べる機会を与えるなければならない。

の内容を決定しなければならない。

二 機構は、対象事業活動支援をするかどうかを決定しようとするときは、あらかじめ、環境大臣にその旨を通知し、相当の期間を定めて、意見を述べる機会を与えるなければならない。

三 環境大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、その内容を当該対象事業活動支援の対象となる活動に係る事業を所管する大臣に通知するものとする。

四 前項の規定による通知を受けた大臣は、当該事業者の属する事業分野の実態を考慮して必要があると認めるときは、第二項の期間内に、機構に対し意見を述べることができる。

価額は時価であるところ、その時価は、財産評価基本通達(以下「評価通達」という。)の定めによつて評価した価額によると評価通達は定めてゐる。暗号資産の評価方法については、評価通達に定めがないことから、評価通達五の定めに基づき、評価通達に定める評価方法に準じて評価することとなり、所得税法施行令第八十七条は、暗号資産について、「贈与等の場合の棚卸資産に準ずる資産」と位置付けていることから、評価通達第六章第一節(たな卸商品等)の定めに準じて評価することが相当である。

税の性格等が異なつており、「憲法上の問題が生じるおそれがある」との御指摘は当たらないと考えている。

二について

所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)は、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)に係る政令であり、贈与税の計算上、直ちにその規定の適用はないものと解される。

官報(号外)

なものと考へていて、お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、御指摘の「当該資産の取引価格(客観的な交換価値)」は、一般的には、その資産が取引される市場により判断されるものと考えている。

六及び七について

先の答弁書(令和四年四月二十八日内閣参質二〇八第三九号)四について述べたように、現時点では、暗号資産について、仮に、支払手段としての性質のほかに、資産の価値の増加益が生じる性質があるとしても、当該性質については、一般に独立した経済的価値が認められておりである。こうしたことから、暗号資産について、所得税法第三十三条第一項に規定する「資産」には該当しないものとして取り扱っている。

取引の対象にされているとは考へていないところである。このことから、暗号資産について、所得税法第三十三条第一項に規定する「資産」には該当しないものとして取り扱っている。

一 全数調査を行うために必要な経費について同社が見積もった金額を示されたい。
二 同社の提案では、令和四年三月三十一日までに全数調査を何回行う予定であったか示されたい。
三 令和四年三月三十一日までに、実際に全数調査を行つた回数及び実施日を示されたい。また、提案段階の調査数と實際に行つた調査数に乖離がある場合はその理由も示されたい。

右質問する。

令和四年五月二十日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員浜田聰君提出「コロナ下における燃料油価格激変緩和対策事業」の調査費用の目的妥当性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聰君提出「コロナ下における燃料油価格激変緩和対策事業」の調査費用の目的妥当性に関する質問に対する答弁

その事務局事業を受託している。
同社は、その事務局選定公募において、全国約二万九千のガソリンスタンド事業者等の全数調査等(以下「全数調査」という。)を提案し、高い評価を得て事業者に選定されている。

一方、通常、全国のガソリン価格として公表され、かつ、国の政策の目安となつている一般財団法人日本エネルギー経済研究所石油情報センター(以下「石油情報センター」という。)が行う石油の一般小売価格調査は全数調査ではなく標本調査を用いている。

本調査で足りるのであれば、事務局募集要領からガソリンの小売価格の現場調査を省いて、委託金額を削減すべきではなかつたか。政府の見解如何。

なお、本質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、転送から七日以内での答弁は求めない。国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内には答弁されたい。

四 各全数調査実施の結果得られた全国平均ガソリン価格と、その直近において石油情報センターが行つた調査の全国平均ガソリン価格との間において、どの程度の差異が生じたか、その結果を示されたい。

五 全数調査は膨大な費用と人的コストがかかるため、一般的には偏りがないように調査対象を選定して行う標本調査を用いることが多い。本事業は、原油価格高騰が、コロナ下からの経済回復の重荷になる事態を防ぐため及び国際情勢の緊迫化による国民生活や経済活動への影響を最小化するための激変緩和措置として、燃料油の卸売価格の抑制のための手当てを行うものである。そのため、その経費は必要最小限に留め

四について

毎年度の税制改正については、政令への委任規定を含めたその法律案を国会において御審議いただいた上で行われているものであり、適切

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、御指摘の「当該資産の取引価格(客観的な交換価値)」は、一般的には、その資産が取引される市場により判断されるものと考えている。

五について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、御指摘の「当該資産の取引価格(客観的な交換価値)」は、一般的には、その資産が取引される市場により判断されるものと考えている。

「コロナ下における燃料油価格激変緩和対策事業」(以下「本事業」という。)に関しては、約二十五億円にて株式会社博報堂(以下「同社」という。)が

るべきではないかと考えるが、本事業において、標本調査ではなく全数調査を行う必要性についての政府の見解を示されたい。

官報(号外)

堂(以下「博報堂」という。)の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあること

から、当該金額の情報は行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)第五条第二号イに該当すると考えられることを踏まえ、お答えすることは差し控えた。

二について

お尋ねの「同社の提案」では、令和三年十二月九日から令和四年三月三十一日までに、全国約

二万九千店のガソリンスタンドを対象とする石油製品価格に関する電話による調査(以下「モニタリング」という。)を合計十六回行う予定だった。

三について

博報堂が実際にモニタリングを行った回数は九回であり、実施日をそれぞれお示しすると、

第一回にあつては令和四年一月三十一日及び二月一日、第二回にあつては同月七日及び八日、

第三回にあつては同月十四日及び十五日、第四回にあつては同月二十一日及び二十二日、第五回にあつては同月二十八日及び同年三月一日、第六回にあつては同月七日及び八日、第七回にあつては同月十四日及び十五日、第八回にあつては同月二十二日及び二十三日、第九回にあつては同月二十八日及び二十九日である。

また、「提案段階の調査数と實際に行つた調査数に乖離」が生じたのは、政府として、経費の効率化を図るために、令和三年度コロナ下における燃料油価格激変緩和対策事業(同月四日支給を實際に開始した令和四年一月二十七日以降にモニタリングを実施することとしたためで

ある。

四について

モニタリングは、対策事業の効果的な実施を図ることを目的として行うものであり、お尋ねの「全国平均ガソリン価格」を算出して公表する

ことを目的として、モニタリングによって取得した情報を取り扱うことについて調査対象者の同意を得ているものではないため、お尋ねにつ

いてお答えすることは困難である。

五について

対策事業の効果的な実施を図るために、卸価格の上昇以上に大幅に小売価格の引上げをしている小売事業者をモニタリングを通じて特定

し、当該小売事業者に対して更なる調査を行っていくことを方針としているため、モニタリングの実施に当たっては、全国約二万九千店のガソリンスタンドを対象にすることが必要と考えている。

六について

お尋ねの「現場調査」は、卸価格の上昇以上に大幅に小売価格の引上げをしている小売事業者

に対して個別に実施するものであるため、お尋ねのように「全数調査が必要である」とは考えていない。また、お尋ねの「現場調査」は、価格設定の実情を詳しく把握するとともに対策事業の趣旨目的を小売事業者に詳しく説明する重要な機会であるため、お尋ねのように「現場調査を省くべきとは考えていない。

令和四年五月十一日

参議院議長 山東 昭子殿

浜田 聰

新型コロナウイルス感染症対策に伴う給水装置工事主任技術者試験の受験手数料の増額改定に関する質問主意書

給水装置工事主任技術者試験(以下「本試験」という。)については、その受験手数料が水道法施行令第十三条第二項に定められている。また、本試験は水道法第二十五条の十二及び十三の規定に基づき公益財團法人給水工事技術振興財團(以下「同財団」という。)が実施している。今回、その金額を一万六千八百円から四千五百円値上げし、二万一千三百円に改定する旨の水道法施行令の一部を改正する政令案(以下「政令案」という。)について、意見公募手続(以下「パブリック・コメント」という。)が行われた。政令案概要では、その主たる理由は新型コロナウイルス感染症対策(以下「新型コロナ対策」という。)とのことである。本試験は同財団が独占的に実施していることから、受験手数料の金額算定にあつては高い透明性が必要である。以上のことを鑑みて、質問する。

六 増額改定された手数料等のうち、新型コロナ対策を理由とした増額分については、新型コロナ対策を要しなくなつた時点で、算出根拠に応じて減額改定されるべきものと考えるが、政府の見解を伺う。

なお、本質問主意書については、答弁書作成かかる官僚の負担に鑑み、転送から七日以内での答弁は求めない。国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内には答弁されたい。

右質問する。

令和四年五月二十日

参議院議長 山東 昭子殿
内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議員浜田聰君提出新型コロナウイルス感染症対策に伴う給水装置工事主任技術者試験の受験手数料の増額改定に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

三

前記二の積算資料が存在しない場合、増額分一千五百円はどうにして決定されたのか。金額の算出根拠と決定までの経緯を説明された資料に記載された算出根拠を示されたい。

四 パブリック・コメントの募集ページでは、本試験の受験手数料増額改定に関する算出根拠が示された資料は見当たらなかつた。受験手数料

増額改定の算出根拠を示さないままパブリック・コメントを行つても、国民はその目的妥当性が判断できないと考えるが、政府の見解を伺う。

五 政府は、今回の受験手数料の値上げに当たり、同財団がこれまでどのような創意工夫を行い、試験費用の低廉化に努めたと認識しているのか示されたい。

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提示する。

の十二第一項に規定する指定試験機関である公

益財団法人給水工事技術振興財団(以下「指定試験機関」という。)において、例えば、給水装置

工事主任技術者試験(以下「本試験」という。)の受験者相互の適切な距離を確保するための試験

会場及び試験室(以下「試験会場等」という。)の増設、各試験会場等における手指の消毒設備の設置等に取り組んでいるものと承知している。

六について
本試験の受験手数料の額については、水道法第四十五条の三第二項において、実費を勘案して定めることとされており、新型コロナウイルス感染症に係る対策の必要性等の社会情勢等を踏まえ、今後も適切に検討してまいりたい。

二及び三について

御指摘の政令案による改正後の水道法施行令(昭和三十二年政令第三百三十六号)第十三条第二項に規定する受験手数料の額については、一についてでお答えした取組を行うことを前提に、令和四年度から令和八年度までにおける本試験の実施に要する費用の推計値を当該期間における受験申込者数の推計値で除することにより算出したものである。

四について

御指摘の「受験手数料増額改定に関する算出根拠」については、令和四年三月二十四日付けの「水道法施行令の一部を改正する政令案に関する御意見の募集について」の「水道法施行令の一部を改正する政令(案)概要」において、「給水装置工事主任技術者試験の受験手数料の額について、新型コロナウイルス感染症対策についての費用等の当該試験の実施に要する費用を勘案して見直しを行う」と示しているところである。

五について
指定試験機関においては、本試験の実施に要する費用を可能な限り抑制するため、従前から本試験の実施に係る人件費の削減等に取り組んできているが、新型コロナウイルス感染症の発生以降においても、本試験に使用する試験会場等の確保や各試験会場等で使用する手指の消毒設備の設置に要する費用の削減等に取り組んで